

平成26年第5回小山町議会12月定例会会議録

平成26年11月27日(第1日)

召集の場所 小山町役場議場  
開 会 午前10時00分 宣告  
出席議員 1番 高畑 博行君 2番 阿部 司君  
3番 渡辺 悦郎君 4番 桜井 光一君  
5番 池谷 弘君 6番 梶 繁美君  
7番 込山 恒広君 8番 池谷 洋子君  
9番 湯山 鉄夫君 10番 真田 勝君  
11番 米山 千晴君 12番 鷹嶋 邦彦君  
欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	柳井 弘之君	企 画 総 務 部 長	室伏 博行君
住 民 福 祉 部 長	羽佐田 武君	経 済 建 設 部 長	池谷 精市君
教 育 部 長	田代 順泰君	会 計 管 理 者 兼 会 計 収 納 課 長	相原 浩君
町 長 戦 略 課 長	小野 学君	総 務 課 長	小野 一彦君
未 来 抛 点 課 長	遠藤 正樹君	税 務 課 長	池田 馨君
住 民 福 祉 課 長	秋月 千宏君	健 康 増 進 課 長	米山 民恵君
地 域 防 災 課 長	後藤 喜昭君	建 設 課 長	岩田 芳和君
農 林 課 長	遠藤 一宏君	商 工 観 光 課 長	山本 智春君
都 市 整 備 課 長	野木 雄次君	上 下 水 道 課 長	池谷 和則君
こ だ も 育 成 課 長	湯山 博一君	生 涯 学 習 課 長	高橋 裕司君
総 務 課 長 補 佐	鈴木 辰弥君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 小野 克俊君  
会議録署名議員 4番 桜井 光一君 5番 池谷 弘君  
散 会 午後0時07分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提案説明
- 日程第 4 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて  
「平成26年度小山町一般会計補正予算（第 5 号）」
- 日程第 5 議案第45号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 6 議案第46号 財産の取得について（小山町災害対策本部映像設備）
- 日程第 7 議案第47号 小山町職員の給与に関する条例及び小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第48号 平成26年度小山町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 9 議案第49号 平成26年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）
- 日程第10 議案第50号 平成26年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第 2 回）
- 日程第11 議案第51号 平成26年度小山町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第12 議案第52号 平成26年度小山町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第13 議案第53号 町道路線の認定について
- 日程第14 議案第54号 町道路線の変更について
- 日程第15 議案第55号 小山町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について
- 日程第16 議案第56号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第17 議案第57号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第18 議案第58号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第19 議案第59号 小山町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第60号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第61号 平成26年度小山町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第22 議案第62号 平成26年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第23 議案第63号 平成26年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第24 議案第64号 平成26年度小山町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

(追 加 日 程)

- 追加日程第 1 町長提案説明

追加日程第2 報告第9号 専決処分の報告について

追加日程第3 議案第65号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定について

○議長（鷹嶋邦彦君） 本日は御苦労さまです。

議

事

午前10時00分 開会

○議長（鷹嶋邦彦君） ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、平成26年第5回小山町議会12月定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に入る前に、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。10月8日開催の平成26年度静岡県町村議会議長会定期総会の席上、梶 繁美議員、込山恒広議員、湯山鉄夫議員及び私、鷹嶋邦彦が議員在職11年以上の自治功労者として表彰されましたので御報告いたします。おめでとうございます。

ここで報告します。天野教育長は公務のために本日の会議を欠席しておりますので報告します。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、4番 桜井光一君、5番 池谷弘君を指名します。

---

日程第2 会期の決定

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの20日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月16日までの20日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

---

日程第3 町長提案説明

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました承認第5号から議案第64号までの21議案について、町長から提案説

明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 平成26年第5回小山町議会12月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただきありがとうございます。

今回、提案いたしましたのは、専決処分の承認1件、損害賠償の額を定めることについて1件、財産の取得1件、町道路線の認定1件、変更1件、条例の制定4件、一部改正3件、補正予算9件の、合計21件であります。

はじめに、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「平成26年度小山町一般会計補正予算（第5号）」についてであります。

これは、今月21日に衆議院が解散し、12月14日に衆議院議員総選挙が行われることになったため、その選挙費用について補正するもので、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ850万円を追加し、予算の総額を92億6,556万6,000円としたことについて、地方自治法の規定に基づき、専決処分しましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第45号 損害賠償の額を定めることについてであります。

本案は、須走緑ヶ丘分譲地において埋設物が見つかり、調査したところ、当該分譲地内において瑕疵があったことが判明し、土地の購入者から損害賠償請求があり、町が58万3,166円を損害賠償金として支払うことで相手方と合意が整いましたので、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、損害賠償の額を定めるものであります。

次に、議案第46号 財産の取得についてであります。

本案は、平成26年度小山町災害対策本部映像設備購入事業による、災害対策本部での情報収集のため備品を購入するものであります。

次に、議案第47号 小山町職員の給与に関する条例及び小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、本年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、小山町一般職員、再任用職員、任期付職員の給与条例等の改正を行うものであります。

次に、議案第48号から議案第52号までについてであります。一般会計のほか4つの特別会計の補正予算であります。

いずれも人件費関係の補正予算であります。補正の内容は、人事異動による増減、育児休業者等に係る減額、給与改定に伴うものなどであります。

なお、一般会計は人件費の増額となっており、予備費を充て、水道事業会計を除く3会計は、増減額を一般会計から繰入金で調整するものであります。

次に、議案第53号 町道路線の認定についてであります。

今回認定する路線は、菅沼地先の町道1677号線、藤曲地先の1679号線の2路線であります。

次に、議案第54号 町道路線の変更についてであります。

今回変更する路線は、中島地先町道1103号線、藤曲地先1675号線終点の変更と、大胡田地先町

道3885号線の起点の変更の3路線であります。

次に、議案第55号 小山町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定についてであります。

本案は、平成25年度に公布、施行されたいじめ防止対策推進法の規定に基づき、必要な組織を設置するため条例を制定するものであります。

次に、議案第56号から58号までの3つの条例制定であります。

これらの条例は、いずれもいわゆる子ども・子育て関連三法の施行に伴い制定するものであります。

はじめに、議案第56号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

本案は、保育施設等の基準を定めるため条例を制定するものであります。

次に、議案第57号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

本案は、小規模保育事業等の基準を定めるための条例を制定するものであります。

次に、議案第58号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

本案は、放課後児童クラブの施設、運営等の基準を定めるため条例を制定するものであります。

次に、議案第59号 小山町税条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成26年3月31日に専決処分し、小山町議会6月定例会にて報告した小山町税条例等の一部を改正する条例の中で、軽自動車税のうち小型特殊自動車の税率については、地方税法において軽自動車とは別に、町の条例にて税率を定めることができるとされていることから、近隣市町の税率や他の軽自動車等の税率と均衡を失しないよう、小型特殊自動車の税率を調査した結果、町の税率を近隣市町と同率とし、条例の一部を改正するものであります。

なお、この条例の一部改正は、平成27年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第60号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、児童扶養手当法が改正されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第61号 平成26年度小山町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

現時点における決算見込み額を把握し、これに伴う予算の整理等をお願いするもので、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億3,134万7,000円を減額し、歳入歳出の総額を91億3,421万9,000円とするものであります。

また、合わせて、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

次に、議案第62号から議案第64号までは、3つの特別会計の補正予算であります。

はじめに、議案第62号 平成26年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ1億707万2,000円を追加し、歳入歳出総額を21億1,148万7,000円とするものであります。

次に、議案第63号 平成26年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ4万円を追加し、歳入歳出総額を2億1,007万1,000円とするものであります。

次に、議案第64号 平成26年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ140万5,000円を減額し、歳入歳出総額を17億1,156万5,000円とするものであります。

以上、今点例会に提案いたしました議案の提案説明を終わります。

各議案の審議に際し、議案第45号、議案第59号を除く各議案につきましては、関係部長からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

---

日程第4 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「平成26年度小山町一般会計補正予算（第5号）」

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第4 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「平成26年度小山町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 室伏博行君。

○企画総務部長（室伏博行君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについてであります。

この専決処分につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、今月21日に衆議院が解散し、12月14日に総選挙が行われることとなったため、平成26年度小山町一般会計におきまして、その選挙費用について補正をするものであります。地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年度小山町一般会計補正予算（第5号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ850万円を追加し、予算の総額を92億6,556万6,000円としたものであります。

5ページをお開きください。

15款3項1目総務費委託金を850万円増額しますのは、国からの選挙事務委託金を見込むものであります。

次に、6ページの2款4項5目衆議院議員選挙費のうち説明欄（2）衆議院議員選挙費を850万円増額しますのは、投開票事務に従事する職員の時間外勤務手当や入場券発送に伴う通信運搬費が主なものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。承認第5号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、承認第5号は、これを承認することに決定しました。

---

日程第5 議案第45号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第5 議案第45号 損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第45号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第46号 財産の取得について（小山町災害対策本部映像設備）

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第6 議案第46号 財産の取得について（小山町災害対策本部映像設備）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 羽佐田武君。

○住民福祉部長（羽佐田武君） 議案第46号 財産の取得についてであります。

本案は、平成26年度小山町災害対策本部映像設備購入事業による、災害対策本部での情報収集のための備品を購入するものであります。

事業の概要は、現在、災害対策本部機能の一部を生涯学習センターへ移転しておりますが、その本部機能の一環として、生涯学習センターに映像設備を整備するものであります。災害時や災害の発生するおそれがある場合に、町民の生命・財産を守るための迅速な対策を立案するために、その判断材料として必要な映像や情報を同時に複数の画面で表示し、災害対策本部において本部員や関係機関と情報を共有するための設備であります。

映像設備は、46型ディスプレイ4台を整備し、マルチスクリーンとして4面を1画面として表示したり、それぞれの画面を別々のテレビ映像やインターネット画像等を表示し、更にはハンズフリーカメラ等で撮影した災害現場等の映像を災害対策本部で確認できるものであります。

去る10月28日に5者による指名競争入札を行ったところ、日本電気株式会社沼津支店が651万6,700円で落札し、消費税相当額52万1,336円を加え、703万8,036円で契約するものであります。

なお、納期につきましては、平成27年2月27日としております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第46号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第47号 小山町職員の給与に関する条例及び小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第7 議案第47号 小山町職員の給与に関する条例及び小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 室伏博行君。

○企画総務部長（室伏博行君） 議案第47号 小山町職員の給与に関する条例及び小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方公務員法第14条の情勢適応の原則及び第24条第3項の均衡の原則により、今年8月に人事院から勧告されました給与改定に準じ、主に町職員の給料月額及び勤勉手当の支給月数の引き上げ並びに給与制度の総合的見直しの2つの内容について改正するものであります。

最初に、給与改正についての背景や経緯につきまして御説明いたします。

人事院では、国家公務員の給与水準について、民間企業の給与水準と均衡させることを目的に、全国1万2,400の民間事業所を対象に4月分の給与と同時に給与改定状況等について調査を行いました。

その結果、月例給及び特別給について、公務員給与が民間給与を下回っていることから、7年ぶりに引き上げ、給与の格差解消について勧告がなされたものであります。

具体的には、1つ目として、世代間の給与配分の見直しの観点から、若年層に重点を置き、職員の月例給を平均0.3%引き上げること。勤勉手当を0.15月引き上げ、年間3.95月から4.10月に改定するものであります。

2つ目として、俸給表や諸手当のあり方を含めた給与制度の総合的見直しを行うものです。これは、地域ごとの民間賃金の水準のよりの確な公務員給与への反映や、官民の給与差を踏まえた50歳代後半層の水準など、給与制度の総合的見直しを行うことから、本町においても国との給与水準の均衡を図るため、見直しに取り組むものです。

改正条例は4条から構成されており、第1条については職員の給与に関する条例の一部改正であります。

第15条の7の改正は、一般職及び再任用職員の12月に支給する勤勉手当の支給率を、一般職は0.15月、再任用職員は0.05月引き上げるものであります。

附則第15項の改正は、55歳を超える6級職員の給料等の1.5%を減額支給する対象となっている職員の勤勉手当に対する減額率の改正が主なものであります。

別表第1及び別表第2の給料表の改正は、再任用職員を除く職員の平均給料月額を平均0.3%引き上げ改定し、1級の初任給を2,000円引き上げるものであります。

第2条の改正は、単身赴任手当の基礎額を月額3万円とし、加算限度額を7万円とすること。平成27年度から一般職、再任用職員について、6月及び12月に支給する勤勉手当の支給割合を改正すること。55歳を超える6級職員の給料等の1.5%を減額する支給措置を、平成30年3月31日までに廃止することなどであります。

また、別表第1及び別表第2の給料表の改正は、水準を平均2%引き下げるとともに、高位の号給の給料月額について、最大で4%程度引き下げる内容となっております。

第3条は、小山町一般職の特定任期付職員について、給料月額を一般職と同様に引き上げ、今年12月の期末手当の支給率を1.55月から0.15月引き上げて1.7月に改正するものであります。

第4条は、特定任期付職員の平成27年度からの給料表の引き下げ給料月額及び12月及び6月の期末手当の支給割合について、第2条同様の改正をするものであります。

附則の中では、施行期日を公布の日からとしておりますが、第1条、第3条の規定は、月例給については平成26年4月1日から、特別給については平成26年12月1日から施行し、第2条及び第4条の規定は、平成27年4月1日から施行するものであります。

また、激変緩和のための3年間の現給保障及び国が1月昇級時に1号俸昇給抑制を行うことに

より、国との水準を図るため、本町も同様に平成27年1月1日の昇給を1号抑制いたします。

今回の給与改定につきましては、職員にはその趣旨を十分説明し、理解が得られるよう努めてまいります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第47号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。日程第8 議案第48号から、日程第12 議案第52号までの平成26年度補正予算5件については、職員の人件費に対する補正でありますので、補足説明と質疑は一括とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号から議案第52号までを一括議題とします。

---

日程第8 議案第48号 平成26年度小山町一般会計補正予算（第6号）

日程第9 議案第49号 平成26年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）

日程第10 議案第50号 平成26年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第2回）

日程第11 議案第51号 平成26年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第52号 平成26年度小山町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（鷹嶋邦彦君） それでは、議案第48号から議案第52号までの平成26年度補正予算5件について、補足説明を求めます。企画総務部長 室伏博行君。

○企画総務部長（室伏博行君） 議案第48号 平成26年度小山町一般会計補正予算（第6号）から議案第52号 平成26年度小山町水道事業会計補正予算（第2号）の5議案につきまして、一括御説明いたします。

はじめに、議案第48号 平成26年度小山町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

一般会計に属する特別職と一般職員196人に係る人件費等について、全体で698万4,000円を増額するものであります。

この人件費増額の主な要因は、人事異動による増減と、退職手当組合負担金の増額、給与改定に伴うものであります。なお、この増額分につきましては、予備費で調整することとしております。

次に、議案第49号 平成26年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

職員の人事異動や給与改定等に伴います人件費について、430万3,000円を減額するものです。なお、この減額分につきましては、一般会計繰入金を減額することとしております。

次に、議案第50号 平成26年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

職員の人事異動や給与改定等に伴います人件費について、13万1,000円を増額するものです。この増額分につきましては、一般会計繰入金を増額することとしております。

次に、議案第51号 平成26年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

職員の人事異動や給与改定等に伴います人件費について、10万5,000円を増額するものです。この増額分につきましては、一般会計繰入金を増額することとしております。

最後に、議案第52号 平成26年度小山町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。補正予算書の1ページをお開きください。

職員の人事異動や給与改定に伴います人件費について、収益的支出で、第1款第1項営業費用において26万5,000円を増額し、資本的支出で、第1款第1項建設改良費を497万7,000円減額するものであります。

以上で、議案第48号から議案第52号までの補正予算5議案について説明を終わります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

平成26年度補正予算5件に対する補足説明及び質疑が終了しましたので、これから順次、討論、採決を行います。

日程第8 議案第48号 平成26年度小山町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第48号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第49号 平成26年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第49号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第50号 平成26年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第50号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第51号 平成26年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第51号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第52号 平成26年度小山町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第52号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第53号 町道路線の認定について

○議長(鷹嶋邦彦君) 日程第13 議案第53号 町道路線の認定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長(池谷精市君) 議案第53号 町道路線の認定についてであります。

今回お願ひしますのは、町道2路線の認定であります。

はじめに、町道1677号線について、県が実施しました須川災害復旧工事に伴う菅沼地先の工事用道路を、今後、町道として管理を行うため、認定をお願いするものであります。

次に、町道1679号線についてであります。県道山中湖小山線が国道246号裾野バイパスまで延伸したことに伴い、町へ移管予定である県道山中湖小山線の新藤曲交差点から六合橋までの区間の町道認定をお願いするものであります。

以上であります。

○議長(鷹嶋邦彦君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定いたしました。

---

日程第14 議案第54号 町道路線の変更について

○議長(鷹嶋邦彦君) 日程第14 議案第54号 町道路線の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長(池谷精市君) 議案第54号 町道路線の変更についてであります。

今回、町道路線の変更をお願ひしますのは、町道3路線であります。

はじめに、町道1103号線についてであります。国道246号裾野バイパス中島インターチェンジの改良に伴い、町道1103号線の一部区間が新藤曲交差点から延伸しました県道山中湖小山線の道路区域と重複しているため、終点を変更するものであります。

次に町道1675号線についてであります。国道246号裾野バイパス中島インターチェンジから湯船、柳島区をつなぐ町道整備に伴い、終点を変更するものであります。

次に、町道3885号線についてであります。県道足柄停車場富士公園線道路拡幅工事による交差

点形状の変更に伴い、町道3885号線の一部区間を町道区域から除外するため、起点を変更するものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第15 議案第55号 小山町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第15 議案第55号 小山町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育部長 田代順泰君。

○教育部長（田代順泰君） 議案第55号 小山町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定についてであります。

本案は、平成25年度に公布、施行されたいじめ防止対策推進法の規定に基づく組織について、あらかじめ条例で定める必要があると判断したため、小山町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例を制定するものであります。

本条例は、21条からなり、小山町いじめ問題対策連絡協議会、小山町いじめ問題専門委員会及び小山町いじめ問題調査委員会の設置、所掌事務、組織等について規定しております。

第2条で、法第14条第1項の規定に基づき、小山町いじめ問題対策連絡協議会の設置を規定しております。この協議会は、いじめ防止等に関する機関等の連携の推進に関し、必要な事項を協議することなどを所掌事務としております。

第10条で、法第14条第3項の規定に基づき、小山町いじめ問題専門委員会の設置を規定しております。この委員会は、教育委員会の附属機関であり、いじめの防止の対策や重大事態の調査などを所掌事務としております。

第18条で、法第30条第2項の規定に基づき、小山町いじめ問題調査委員会の設置を規定しております。この委員会は、町長の諮問に応じて教育委員会の重大事項の調査結果について、調査審議をすることを所掌事務としております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか

んか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第16 議案第56号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長(鷹嶋邦彦君) 日程第16 議案第56号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育部長 田代順泰君。

○教育部長(田代順泰君) 議案第56号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

本案は、いわゆる子ども・子育て関連三法の施行に伴い、平成27年4月から新たな子ども・子育て支援制度を実施するに当たり、保育施設等の基準を定め、小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定するものであります。

本条例の対象となる施設は、従来の認可保育所、幼稚園、認定こども園等の特定教育・保育施設に加え、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業であります。

本条例は53条からなり、第1条から第3条までに条例の趣旨、用語の定義、特定教育・保育施設等の一般原則を定めております。

次の第4条では、特定教育・保育施設の利用定員を定めております。

次に、第5条から第34条にかけて、運営の基準を定めております。その主なものを申し上げますと、第5条及び第6条で利用の手続き等について、第13条で利用者負担額の受領方法について、第20条から第34条で施設の運営規定や遵守または禁止事項について、それぞれ定めております。

次に、第35条及び第36条で、いわゆる療育保育のような特別利用保育、教育について定めております。

第37条から第52条までは、家庭的保育事業のような特定地域型保育事業の利用定員、運営基準等を定めております。

なお、これらの基準は国の省令で定められた基準に則したものとなっております。

また、これらの家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業が確認を受けるための設備、運営等の基準につきましては、この後の案件であります議案第57号

小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例で定めることとしております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第17 議案第57号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第17 議案第57号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育部長 田代順泰君。

○教育部長（田代順泰君） 議案第57号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

本案は、いわゆる子ども・子育て関連三法の施行に伴い、平成27年4月から新たな子ども・子育て支援制度を実施するに当たり、小規模保育事業について、新たな制度のもとで確認を受けるために、必要な設備及び基準を定めるために制定するものであります。

本条例は49条からなり、第1条から第3条までに条例の趣旨、基準の目的等を定めております。

以下、第21条まで総則を定めておりますが、その主なものを説明いたします。

第5条で保育事業者等の一般原則を、第6条で保育所、幼稚園及び認定こども園との連携について定めております。

第8条では職員の一般的な要件を、第15条及び第16条で乳幼児に提供する食事について定めております。

また、第18条で運営についての重要事項の項目について定めております。

第22条からは、家庭的保育事業をはじめとする4つの事業について、それぞれ基準を定めております。

まず、第22条から第26条までに家庭的保育事業の設備基準、職員の基準、保育時間等を定めております。

次に、第27条から第36条までに小規模保育事業の設備基準、職員の基準等を定めております。

次に、第37条から第41条までに居宅訪問型保育事業の職員の基準等を定めております。

最後に、第42条から第48条までに事業所内保育事業の利用定員、設備の基準、職員の基準等を定めております。

なお、これらの基準は国の省令に定められました基準に即したものとなっております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時04分 休憩

---

午前11時14分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第18 議案第58号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第18 議案第58号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育部長 田代順泰君。

○教育部長（田代順泰君） 議案第58号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

本案は、いわゆる子ども・子育て関連三法の施行に伴い、平成27年4月から新たな子ども・子育て支援制度を実施するに当たり、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業を実施する上で守るべき最低基準、一般原則、設備の基準、職員の要件等を定める条例を制定するものであります。

本条例は、22条からなり、第1条に条例の趣旨を、第2条から第4条までは条例で定める基準の目的など、基準の考え方を定めております。

次に、第5条では、放課後健全育成事業の一般原則を定め、第6条から第8条では、事業者の要件など事業者が果たすべきことを定めております。

次に、第9条で設備の基準を定め、第10条で放課後児童支援員の要件等を定めております。第

11条から第17条までは運営に関する原則や禁止事項などを定めております。

第18条において開所時間及び日数を定め、第19条から第22条までに保護者や他の機関等との連携などを定めております。

なお、本条例につきましても、基準は国の省令に定められた基準に則したものとなっております。

また、現行の町内の5つの放課後児童クラブにつきまして、第9条の設備の基準、第10条の支援員の基準及び第18条の開所時間、日数、いずれも基準を満たしている状況であります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第19 議案第59号 小山町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第19 議案第59号 小山町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか、補足説明はありませんので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第20 議案第60号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第20 議案第60号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 羽佐田武君。

○住民福祉部長（羽佐田武君） 議案第60号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す

る条例についてであります。

条例改正資料新旧対照表最後の54、55ページを併せて御覧ください。

今回の改正は、児童扶養手当法の改正に伴い、小山町消防団員等公務災害補償条例において附則の児童扶養手当法の引用条文の条ずれが生じるため、該当条文の条項番号の改正を行うものであります。

なお、この条例は公布の日から施行されるものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第21 議案第61号 平成26年度小山町一般会計補正予算（第7号）

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第21 議案第61号 平成26年度小山町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 室伏博行君。

○企画総務部長（室伏博行君） 議案第61号 平成26年度小山町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億3,134万7,000円を減額し、予算の総額を91億3,421万9,000円とするとともに、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

はじめに、5ページの継続費の補正であります。2事業の変更であります。

まず土木費、道路橋梁費の3975号線橋梁及び道路整備事業については、橋梁部分の下部工の工事費確定に伴い、総額を増額するものと、事業の進捗状況から年割額を変更するものであります。

次に、教育費、社会教育費の生涯学習施設改修事業については、事業が完了したことから、総額及び年割額を変更するものであります。

次に、6ページの繰越明許費の補正であります。追加の1事業であります。

民生費、児童福祉費のすばしり保育園基本設計業務は、保育園の耐震化事業としてすばしり保育園の基本設計業務を委託するもので、平成27年度にまたがった業務となるため、繰り越しするものであります。

次に、7ページの債務負担行為の補正であります。2事業の追加と1事業の変更であります。

まず、活性化センター等マネジメント事業は、緊急雇用創出事業の県補助金を受けて、農村活性化センターを活用し、新たな付加価値形成や地域住民の雇用創出を図ることを目的とした事業で、平成26年度から2か年の期間を要するため、債務負担行為の設定をするものであります。

また、平成27年度から5年間、生涯学習施設を指定管理委託することから、その業務委託に要する経費6億5,000万円を限度額として債務負担行為をお願いするものであります。

次に、生涯学習人材育成事業は、緊急雇用創出事業の県補助金を受けて、生涯学習施設の管理運営及び事業に精通し、生涯学習事業で即戦力となる人材育成を行うものですが、事業の開始時期が当初より遅れたことから、平成27年度分の事業費増のため、変更するものであります。

次に、8ページの地方債の補正であります。

まず、追加の県単治山事業は、中島の高石での治山事業に対して、起債を活用することとしたことから、追加するものであります。

次に、変更の4事業と廃止の1事業につきましては、本年度の起債対象事業について、予算執行見込み及び内容を精査し、借入限度額を変更するものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

11ページをお開きください。

はじめに、1款2項1目固定資産税を2,470万円増額しますのは、滞納繰越分につきまして、収納額が増加する見込みから補正するものであります。

次に、12ページの15款1項1目民生費国庫負担金を1,844万3,000円増額しますのは、障害者自立支援給付費負担金を障害介護給付の増額に対して2分の1の1,544万1,000円と、障害者自立支援医療費負担金を自立支援医療費扶助の増額に対して同じく2分の1の222万8,000円の増額を見込むものが主なものであります。

次に、同じく2項5目土木費国庫補助金を1億262万円減額しますのは、町道3975号線橋梁及び道路整備事業等の社会資本整備総合交付金の交付額の決定に合わせて減額するものが主なものであります。

次に、同じく6目教育費国庫補助金を899万9,000円減額しますのは、生涯学習施設改修のための演習場周辺教育施設設置事業費補助金が確定したことから減額するものであります。

次に、13ページの16款1項1目民生費県負担金を1,340万2,000円増額しますのは、障害者自立支援給付費負担金を、障害介護給付費の増額に対して4分の1の772万円と、障害者自立支援医療費負担金を、自立支援医療費扶助の増額に対して同じく4分の1の111万4,000円の増額を見込むものと、軽減基準拡大により軽減対象被保険者が増加したことから、国民健康保険基盤安定負担金について452万8,000円を増額するものであります。

同じく2項2目民生費県補助金を200万円増額しますのは、重度障害者(児)医療費扶助の増額に対して、県からの補助金の増額を見込むものであります。

次に、14ページの同じく9目特別対策事業補助金を864万4,000円減額しますのは、債務負担行為の補正で説明いたしました活性化センター等マネージメント事業の増額100万円と、生涯学習人材育成事業の減額964万4,000円であります。

次に、15ページにかけまして、17款1項1目財産貸付収入を547万5,000円増額しますのは、東富士演習場貸付料を決算見込みに合わせて増額するものであります。

次に、18款1項1目一般寄附金を250万円増額しますのは、須走地域振興のため、須走彰徳山林会様から御寄附をいただくものであります。

次に、同じく6目土木費寄附金を920万円増額しますのは、町道一色正倉線溝蓋設置工事のため、一色郷栄会様から御寄附をいただくものであります。

次に、16ページにかけまして、19款2項3目須走地域振興基金繰入金を250万円増額しますのは、すばしり保育園基本設計業務委託の財源に充てるため、繰り入れするものであります。

次に、17ページの22款1項1目農林水産業債を540万円増額しますのは、地方債の補正で説明いたしましたとおり、中島の高石での治山事業に対して起債を活用することとしたことから、増額をするものであります。

次に、同じく2目土木債を7,810万円減額しますのは、町道3975号線橋梁及び町道整備事業等の社会資本総合整備交付金を活用する事業の執行見込み額に合わせて減額するものであります。

次に、同じく3目教育債を1,710万円減額しますのは、生涯学習施設改修事業の執行見込みに合わせて減額するものであります。

次に、18ページから歳出予算の主なものについて説明いたします。

19ページをお開きください。

2款1項4目財産管理費のうち説明欄(2)財産管理費を300万円減額しますのは、小山町有林整備として行う生土山整備事業の今年度施業対象森林面積を縮小したことによる減額であります。

同じく説明欄(3)基金管理費を250万円増額しますのは、須走彰徳山林会様からの寄附金を須走地域振興事業基金に積み立てるものであります。

次に、20ページにかけまして、同じく9目諸費のうち説明欄(2)臨時職員福利厚生費を200万7,000円増額しますのは、臨時職員社会保険料を決算見込みに合わせて増額するものが主なものであります。

21ページをお願いします。

22ページにかけまして、2款7項1目企画渉外総務費のうち説明欄(5)企業立地振興費を800万円増額しますのは、内陸フロンティアの未来拠点3地区において、地下水の利用検討を行うための委託料500万円と、湯船原地区のロジスティックターミナルへの進入路の概略設計委託料300万円であります。

次に、22ページの3款1項2目障害者福祉費のうち説明欄(3)重度心身障害児(者)援護費を500万円増額しますのは、重度障害者(児)医療費扶助が対象者の受診件数が増えていることか

ら増額するものであります。

同じく説明欄（５）自立支援給付費を3,104万8,000円増額しますのは、当初の見込みより利用者が増加したことに伴い、障害介護給付費を増額するものであります。

23ページにかけまして、同じく説明欄（６）自立支援医療費給付費を1,183万8,000円増額しますのは、こちらも当初の見込みより利用者が増加したことに伴い、自立支援医療費扶助を増額するものと、平成25年度分の国及び県費の精算による返還金738万1,000円であります。

次に、同じく４目国民健康保険費のうち説明欄（２）国民健康保険特別会計繰出金を707万2,000円増額しますのは、国民健康保険基盤安定負担金の増額に伴うものであります。

次に、24ページにかけまして、３款２項１目老人福祉総務費のうち説明欄（４）老人保護措置費を304万4,000円増額しますのは、養護老人ホームへの措置者の増によるものであります。

次に、同じく３目後期高齢者医療費のうち説明欄（３）後期高齢者医療負担金を407万1,000円減額しますのは、静岡県後期高齢者医療広域連合への負担金の減額320万1,000円が主なものであります。

次に、25ページの３款３項１目児童福祉総務費のうち説明欄（３）児童遊園地管理費を120万円増額しますのは、町営住宅富士向団地解体に伴い、隣接する向方第３遊園地内の遊具を移設するものであります。

次に、26ページにかけまして、３款３項３目保育園費のうち説明欄（３）保育園維持管理費を179万8,000円増額しますのは、電気料金の値上がりによる光熱水費の増額100万円が主なものであります。

次に、同じく説明欄（５）保育園耐震化事業費を340万3,000円減額しますのは、繰越明許費の補正でも説明いたしましたが、すばしり保育園の基本設計委託250万円と、きたごう保育園園舎解体工事の決算見込み額に合わせて590万3,000円を減額するものであります。

次に、４款１項１目保健衛生総務費のうち説明欄（３）救急医療対策事業費を134万8,000円増額しますのは、今年度の御殿場市救急医療センター負担金及び第２次救急医療施設医療機器整備費負担金について、決算見込みに基づき増額するものであります。

次に、27ページの同じく３目健康づくり推進費のうち説明欄（３）生活習慣病予防費を200万円増額しますのは、各種がん検診の受診実績の見込みに基づき増額するものであります。

次に、28ページの４款３項１目清掃総務費のうち説明欄（２）塵芥処理費を184万5,000円減額しますのは、塵芥収集運搬委託料を決算見込み額に合わせて減額するものであります。

同じく２目塵芥処理費のうち説明欄（４）広域行政組合ごみ処理施設建設事業負担金を136万3,000円増額しますのは、御殿場市・小山町広域行政組合の補正予算第３号に伴う負担金の増額で、職員の人件費に係るものであります。

次に、29ページの５款１項10目農村活性化センター管理費のうち説明欄（２）農村活性化センター管理費を105万円増額しますのは、県の緊急雇用創出補助金を利用し、農村活性化センターを

利用し、新たな付加価値の形成や地域住民の雇用創出を図ることを目的とした活性化センター等マネジメント事業の委託料100万円が主なものであります。

次に、30ページにかけまして、同じく2項3目治山事業費のうち説明欄(3) 県単独治山事業費を150万円減額しますのは、中島の高石での治山事業の決算見込み額に合わせて減額するものであります。

次に、6款2項2目町民いこいの家管理費のうち説明欄(2) 町民いこいの家管理費を180万円増額しますのは、駐車場の利便性を高めるため、増設した駐車場と下の駐車場に連絡道を増設する改修工事費であります。

次に、31ページにかけまして、7款2項3目町道整備事業費のうち説明欄(2) 町道整備事業費を80万円減額しますのは、JR東海へ業務委託し、町道新柴線橋梁維持業務を実施する予定の事業が今年度は調査及び設計のみの実施となったことによる1,000万円の減額と、歳入のところでも御説明いたしましたが一色郷栄会様からの御寄附で町道一色正倉線溝蓋設置を行う920万円あります。

次に、同じく4目公共道路整備事業費のうち説明欄(2) 公共道路整備事業費を3,842万7,000円減額しますのは、社会資本総合整備交付金の交付決定に合わせて事業費を減額するものと、新たに町道3975号線用沢工区用地買収を増額するものが主なものであります。

次に、同じく説明欄(3) 新東名関連町道整備事業費を1億1,171万5,000円減額しますのは、町道3975号線橋梁及び道路整備事業について、社会資本総合整備交付金の交付決定に合わせて事業費を減額するものであります。

次に、同じく説明欄(4) 橋梁長寿命化事業費を620万円減額しますのも、社会資本総合整備交付金の交付決定に合わせて事業費を減額するものであります。

次に、32ページの同じく4項2目都市計画費のうち説明欄(3) 都市計画道路整備事業費を2,604万2,000円減額しますのは、都市計画決定の変更手続きに時間を要していることから、事業費を減額するものであります。

次に、同じく5項2目建築指導費のうち説明欄(2) 建築指導費を141万円増額しますのは、耐震診断の申込が増えていることから、わが家の専門家診断委託料を112万5,000円増額するものが主なものであります。

次に、33ページの8款1項1目常備消防費のうち説明欄(2) 広域行政組合常備消防負担金を494万4,000円増額しますのは、御殿場市・小山町広域行政組合の補正予算第3号に伴う負担金の増額で、人件費の増額であります。

次に、同じく6目無線設備管理費のうち説明欄(3) 同報系無線設備管理費を136万2,000円増額しますのは、防災行政無線の操作卓自動通信機録装置及び自動プログラム装置修繕料などあります。

次に、34ページにかけまして、9款2項1目学校管理費のうち説明欄(2) 小学校管理運営費

を1,320万円増額しますのは、教科書改訂により、教科書、指導書及び指導用教材備品の購入費920万円と、電気料値上げに伴う光熱水費400万円の増額であります。

次に、同じく3項1目学校管理費のうち説明欄(2)中学校管理運営費を250万円増額しますのは、電気料金値上げに伴う光熱水費の増額であります。

次に、36ページの9款5項4目生涯学習センター管理費のうち説明欄(2)文化会館等管理運営費を458万円減額しますのは、電気料金値上げに伴う光熱水費の増額200万円と、消防設備点検により不具合の指摘された避難口誘導灯などの修繕費200万円や債務負担行為の補正でも御説明いたしました。緊急雇用創出事業の県補助金を受けて、生涯学習施設の管理運営及び事業に精通し、生涯学習事業で即戦力となる人材育成を行う事業の今年度執行見込みに合わせて964万4,000円減額するものが主なものであります。

次に、同じく説明欄(5)生涯学習施設改修事業費を2,744万4,000円減額しますのは、決算見込み額に合わせて減額するものであります。

次に、37ページの11款1項公債費の1目元金及び2目利子につきましては、決算見込みに合わせて補正するものであります。

最後に、12款1項1目予備費を974万2,000円減額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(鷹嶋邦彦君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第22 議案第62号 平成26年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(鷹嶋邦彦君) 日程第22 議案第62号 平成26年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 羽佐田武君。

○住民福祉部長(羽佐田武君) 議案第62号 平成26年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてであります。

1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億707万2,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額を21億1,148万7,000円とするものであります。

5ページをお開きください。

はじめに、歳入から御説明いたします。

10款1項1目一般会計繰入金を707万2,000円増額しますのは、国民健康保険税の軽減に係る保険基盤安定繰入金で、1節の保険税軽減分552万3,000円、2節の保険者支援分154万9,000円について繰入額が決定したことに伴い、一般会計からの法定繰入金を増額するものであります。

次に、10款2項1目国民健康保険保険給付等基金繰入金を1億円増額しますのは、保険給付費のうち、療養給付費及び高額療養費等の決算見込みにおいて、予算に不足を生じる見込みでありますので、国民健康保険保険給付等基金を取り崩し、繰り入れるものであります。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。

6ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費の説明欄(2)一般管理費の13節国民健康保険制度改正システム改修を29万7,000円増額しますのは、70歳以上の方の軽減特例措置の段階的廃止に伴い、システム改修を行うものであります。

次に、2款1項1目説明欄(2)一般被保険者療養給付費4,471万6,000円、次の7ページにかけまして、2目説明欄(2)退職被保険者等療養給付費820万円の増額、4目説明欄(2)退職被保険者等療養費36万8,000円、5目説明欄(2)審査支払手数料12万7,000円、同じく8ページにかけまして、2項1目説明欄(2)一般被保険者高額療養費5,100万円の増額、2目説明欄(2)退職被保険者等高額療養費700万円、5項1目説明欄(2)葬祭費50万円の増額につきましては、一般被保険者及び退職被保険者の保険給付費が増加傾向にあり、決算見込みにおいて予算に不足を生じることが見込まれるため補正するものであります。

また、次の9ページにかけまして、3款1項1目説明欄(2)後期高齢者支援金8万円の増額、4款1項1目説明欄(2)前期高齢者納付金1万4,000円の増額、10ページにかけまして、6款1項1目説明欄(2)介護納付金558万3,000円の減額につきましては、それぞれ支援金、納付金額の確定に伴い過不足を補正するものであります。

次に、11ページにかけまして、11款1項1目説明欄(2)一般被保険者保険税還付金35万円の増額は、一般被保険者に係る保険税還付金が、決算見込みにおいて予算に不足を生じることが見込まれるために補正するものであります。

以上であります。

○議長(鷹嶋邦彦君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第62号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第23 議案第63号 平成26年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○議長(鷹嶋邦彦君) 日程第23 議案第63号 平成26年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 羽佐田武君。

○住民福祉部長(羽佐田武君) 議案第63号 平成26年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてであります。

1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,007万1,000円とするものであります。

5ページをお開きください。

はじめに、歳入から御説明いたします。

2款1項1目保険基盤安定繰入金4万円を増額しますのは、保険基盤安定繰入金の額が決定したことに伴い、一般会計からの繰入金を増額するものであります。

次に、歳出について説明します。

6ページの1款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、説明欄(2)後期高齢者医療広域連合納付金4万円を増額しますのは、歳入で御説明いたしました保健基盤安定繰入金の確定に伴い、広域連合への納付金を同額増額するものであります。

以上であります。

○議長(鷹嶋邦彦君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第63号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第24 議案第64号 平成26年度小山町介護保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(鷹嶋邦彦君) 日程第24 議案第64号 平成26年度小山町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 羽佐田武君。

○住民福祉部長（羽佐田武君） 議案第64号 平成26年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

1 ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ140万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を17億1,156万5,000円とするものであります。

はじめに、歳入について説明します。

5 ページをお開きください。

2款2項2目1節現年度分の説明欄1 地域支援事業介護予防交付金を25万9,000円、次の3目1節現年度分の説明欄1 地域支援事業包括的支援等交付金を29万3,000円、次の3款1項2目1節現年度分の説明欄1 地域支援事業支援交付金を30万1,000円を減額しますのは、平成26年度の交付金の変更申請に伴い、減額交付されることから補正するものであります。

次に、6 ページの4款2項1目1節現年度分の説明欄1 地域支援事業介護予防交付金を13万円、4款2項2目1節現年度分の説明欄1 地域支援事業包括的支援等交付金を14万7,000円、6款1項2目1節現年度分の説明欄1 地域支援事業介護予防繰入金を12万9,000円、次のページにかけまして、6款1項3目1節現年度分の説明欄1 地域支援事業包括的支援等繰入金を14万6,000円減額しますのも、変更申請に伴う補正であります。

次に、歳出について説明いたします。

8 ページをお願いいたします。

8 ページ4款1項1目13節説明欄（2）二次予防事業対象者施策事業費の通所型介護予防事業を103万7,000円、4款2項2目任意事業、説明欄（2）任意事業、13節の食事サービス事業費9万円、20節の介護用品支給を65万円減額しますのは、決算見込みにより補正するものであります。

次に、9 ページの6款1項1目予備費を37万2,000円増額しますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第64号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。ただいま、町長から報告第9号 専決処分の報告について、議案第65号 小山

町生涯学習施設の指定管理者の指定についての2件の追加議案が提出されました。

これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、町長提出の報告第9号及び議案第65号の2議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案を配付します。

(追加議案配付)

---

追加日程第1 町長提案説明

○議長(鷹嶋邦彦君) 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、報告第9号及び議案第65号について提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長(込山正秀君) 追加提案いたしましたのは、専決処分の報告1件、指定管理者の指定1件の計2件であります。

はじめに、報告第9号 専決処分の報告についてであります。

本案は、町道において発生した自動車損傷事故における損害賠償の額を地方自治法第180条第1項の規定により決定し、専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

事故の概要であります。平成26年9月22日午後4時3分頃、藤曲地内の町道1065号線を走行中、反対側から来た軽自動車とすれ違いの際、公用車前方右側バンパーと軽自動車前方右側バンパーが接触し、車両を損傷したものであります。

過失相殺の結果、このとき生じた損害賠償金16万720円を町が支払うことで示談が調い、平成26年11月21日に専決処分したものであります。

なお、これらの賠償金については、町が加入する静岡県町村会総合賠償補償保険により、全額補填されます。

次に、議案第65号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、小山町生涯学習施設の管理運営について、ビル保善・シンコー・よしもと運営グループを指定管理者とすることに関し、議会の議決を求めるものであります。

以上、追加提案いたしました2議案につきまして、提案説明は終わります。

なお、議案第65号につきましては、関係部長から補足説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

---

追加日程第2 報告第9号 専決処分の報告について

○議長(鷹嶋邦彦君) 追加日程第2 報告第9号 専決処分の報告についてを議題とします。

この報告は、町長提案説明のとおりですので、補足説明を省略します。

本報告は、地方自治法第180条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

---

追加日程第3 議案第65号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定について

○議長（鷹嶋邦彦君） 追加日程第3 議案第65号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育部長 田代順泰君。

○教育部長（田代順泰君） 議案第65号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、小山町総合文化会館、小山町立図書館、小山町総合体育館、小山町多目的広場、小山球場、小山道場、小山町弓道場及び町内3か所の小山町夜間照明施設の生涯学習施設計10施設につきまして、地方自治法第244条の2第6項及び小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条第1項の規定により、当該施設の指定管理者として、候補者と選定いたしましたビル保善・シンコー・よしもと運営グループにすることに関し、議会の議決をお願いするものであります。

生涯学習施設を指定管理としますのは、行政改革の推進に従い、当該施設の管理運営をより効率的、効果的に行うため、民間の能力を活用して、利用者へのサービス向上、経費の縮減等を図ることを目的に行うものであります。

提案の指定管理者につきましては、平成26年11月14日、17日及び19日に開催されました小山町公の施設の指定管理者選定委員会の審査を受け、指定管理者の候補者として選定したものであります。

選定の審査に当たりましては、申請のありました4団体から提出されました指定管理者指定申請書に基づき、施設の管理に係る事業計画及び収支予算について、生涯学習施設の機能を十分に理解し、効率的、効果的な運営ができる内容であるか、また、地域振興や地域活性化に寄与する内容であるかなどを中心に書面審査及びヒアリングを実施しました。

この結果、効率的な運営による経費縮減はもとより、多種多様なソフト事業の開催、図書館システムの更新、トレーニング室のリニューアル計画による利用者の満足度の向上など、生涯学習施設としての機能を高め、効率的、効果的に運営することが十分期待できるものとして、ビル保善・シンコー・よしもと運営グループを指定管理者の候補者として選定したものであります。

指定管理期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間となります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第65号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、12月3日水曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

午後0時07分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 鷹 嶋 邦 彦

署 名 議 員 桜 井 光 一

署 名 議 員 池 谷 弘

平成26年第5回小山町議会12月定例会会議録

平成26年12月3日(第2日)

召集の場所 小山町役場議場  
開 議 午前10時00分 宣告  
出席議員 1番 高畑 博行君 2番 阿部 司君  
3番 渡辺 悦郎君 4番 桜井 光一君  
5番 池谷 弘君 6番 梶 繁美君  
7番 込山 恒広君 8番 池谷 洋子君  
9番 湯山 鉄夫君 10番 真田 勝君  
11番 米山 千晴君 12番 鷹嶋 邦彦君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	柳井 弘之君	教 育 長	天野 文子君
企 画 総 務 部 長	室伏 博行君	住 民 福 祉 部 長	羽佐田 武君
経 済 建 設 部 長	池谷 精市君	教 育 部 長	田代 順泰君
会 計 管 理 者 兼 会 計 収 納 課 長	相原 浩君	町 長 戦 略 課 長	小野 学君
総 務 課 長	小野 一彦君	未 来 抛 点 課 長	遠藤 正樹君
税 務 課 長	池田 馨君	住 民 福 祉 課 長	秋月 千宏君
健 康 増 進 課 長	米山 民恵君	地 域 防 災 課 長	後藤 喜昭君
建 設 課 長	岩田 芳和君	農 林 課 長	遠藤 一宏君
商 工 観 光 課 長	山本 智春君	都 市 整 備 課 長	野木 雄次君
上 下 水 道 課 長	池谷 和則君	こ だ も 育 成 課 長	湯山 博一君
生 涯 学 習 課 長	高橋 裕司君	総 務 課 長 補 佐	鈴木 辰弥君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 小野 克俊君

会議録署名議員 4番 桜井 光一君 5番 池谷 弘君

散 会 午後2時27分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

(代表質問)

6番 梶 繁美君

1. 町長の政治姿勢について

(個人質問)

5番 池谷 弘君

1. 湯船原工業団地への企業誘致について
2. 北郷地区都市計画マスタープランについて

7番 込山恒広君

1. 競争力のある地域農業への対策

3番 渡辺悦郎君

1. 地域振興施策（商店街等の活性化事業）について

9番 湯山鉄夫君

1. 町行財政の持続可能な方向性について

8番 池谷洋子君

1. 「動物愛護」に対する町の取り組みについて

1番 高畑博行君

1. 核兵器廃絶平和都市宣言について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（鷹嶋邦彦君） 本日は御苦労さまです。

報告します。小山町議会傍聴規則第8条の規定により、傍聴席でのビデオカメラ等の撮影を議長において許可しておりますので報告します。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

---

日程第1 一般質問

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第1 これより一般質問を行います。

それでは、まず、代表質問を行います。

6番 梶 繁美君。

○6番（梶 繁美君） 小山町議会会派新生会を代表しまして、通告により代表質問をさせていただきます。

通告した質問内容は、町長の政治姿勢についてであります。

これから3項目に分けて逐次お伺いしますが、よろしくお願ひ申し上げます。

込山正秀町長は、平成23年2月に金太郎のような元気ある小山町を作る、3つの挑戦と10の戦略からなる政策提言、いわゆるマニフェストを公表し、この金太郎作戦を掲げて小山町長選挙に出馬され、同年4月の選挙では町民から圧倒的な御支持をいただき、見事に当選されました。そして、現在、第28代小山町長として御就任されております。

町長に就任され、今日までの3年と7か月余りには静岡県議会議員4期で培った豊富な経験と高い政治見識をもとに、強いリーダーシップを発揮し、町政を牽引してまいられました。そして、昨年7月実施されました、この町長のマニフェストを自ら専門家に委嘱し、分析あるいは検証して、これを報告されております。この自ら評価を専門家に委ねたというわけではありますが、勇気ある方策ではなかったかと、これも私は思っております。そして、その評価は、専門家の評価は極めて高い評価を得られました。このことについてはそのぐらいにしますが、今、町民の間で一番注目あるいは関心が寄せられている事業は、内陸のフロンティアを拓く取組と山地強靱化総合対策事業がどうなっていくかということが、皆さんが非常に関心を寄せられています。

そこで第1点目としまして、町長並びに職員あるいは関係機関が大変御尽力、御努力していただいていることは感謝し、また、その熱心に取り組んでいることは十分承知しておりますが、この三来拠点事業、山地強靱化総合対策事業について、現在、どのようになっているかお聞きいたします。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 梶議員にお答えをいたします。

三来拠点事業と山地強靱化総合対策事業の現状についてであります。

はじめに、三来拠点事業ですが、静岡県の川勝平太知事が平成23年度に内陸のフロンティアを拓く取組構想を打ち出したときには、本町におきましては、平成32年度に新東名高速道路（仮称）小山パーキングエリアが設置され、新東名高速道路が供用開始されることは決定しており、上下線のパーキングエリアにスマートインターチェンジが設置されることもほぼ確実にとなっておりますが、当初のフロンティアの取り組み対象は平成24年4月に供用を開始した新東名高速道路の御殿場ジャンクションから三ヶ日ジャンクション間の沿線の市町に限られておりました。

そのため、平成24年度に庁内に経営戦略会議を設置し、内陸のフロンティアを拓く取組と企業立地を最重要事項と捉え、事前復興の観点から、県に対して本町の参画を要望し、その結果、同年9月には内閣府の総合特区指定申請に名を連ねることができました。

そして、平成25年2月15日には新東名高速道路（仮称）小山パーキングエリア周辺地区と、湯船原地区が、県内の9市町と一緒に内閣府の地域活性化総合特別区域の指定を受けることができました。

平成25年度に入り、庁内に統括副町長をチームリーダーとする内陸のフロンティアを拓く取組推進プロジェクトチームを設置し、同年10月9日に全体の推進組織として、地権者、自治会、事業者、金融機関等から構成した内陸のフロンティアを拓く総合特区推進協議会を立ち上げることができました。

その後、前述の総合特区に、現東名高速道路の足柄サービスエリア周辺地区を加え、「富士のふもとに、『三来拠点』3つの未来がはじまるまちおやま」をキャッチフレーズに、三来拠点の取組が動き出しました。

これらの取組について、県から評価をいただき、11月28日には静岡県知事褒賞を受賞いたしました。

更に、年度末の3月25日に、静岡県企業局と小山湯船原工業団地の開発に関する協定を締結し、湯船原地区のハイテクパーク富士小山の北側約30ヘクタールにおいて平成30年度の方譲を目指し、工業団地の開発にともに取り組んでいくこととなっております。

本年度は、この取り組みを推進するために、新たに未来拠点課を設置しました。

また、静岡県版特区である推進区域制度が始まり、本年5月27日に三来拠点3地区全てが静岡県内陸フロンティア推進区域の指定を受けました。

更に、10月14日に湯船原地区のエリアを拡大するとともに、新たに県が奨励している家・庭一体の住まいづくりを体現化するために、富士小山わさび平地区と南藤曲地区の2つの地区を第2次の推進区域に指定をしていただき、計5地区の推進に取り組んでいるところであります。

次に、山地強靱化総合対策事業の現状についてであります。本事業につきましては、本年9月定例会時の阿部議員の御質問にもお答えしたところでありますが、平成22年の災害以降、山腹崩壊やスコリア土壌の流出など、山地災害が幾度か発生する状況となっております。

このため、森林に起因する災害の発生防止や被害軽減等の取り組みの情報を関係者で共有し、対策を進めることを目的として、平成24年6月に小山町山地強靱化総合対策協議会を設置いたしました。

本協議会で推進する事業として、山地崩壊箇所等の情報共有に関する事、山地崩壊の復旧及び予防工事に関する事、間伐等の森林整備の推進に関する事、災害に強い森林づくりに関することの4つを掲げて活動しております。

まず、町内5地域ごとの森林所有者、共有林組合員で組織される地域部会では、被害軽減対策及び間伐を主体とした森林整備の推進を目指し、森林整備補助工法の体験施工や間伐施業地の調査及び事業化に向けての計画策定作業を行っております。

また、国土交通省沼津河川国道事務所、静岡森林管理署、静岡県東部農林事務所、本町で構成される行政部会では、それぞれが担当する箇所の課題、技術的な取り組み、復旧状況等について情報を共有しながら、災害復旧事業を推進しております。

更に、静岡県が主催する小山町山地災害復旧対策検討会において、荒廃森林及び山地災害の影響について現状の確認を行いました。

その結果、須走地区から北郷地区までの被災箇所については、早急に治山工事を必要といたしますが、静岡県で対応するには事業規模が大き過ぎるため、町からの要望を受け、静岡県が農林水産省に要望書を提出し、来年4月からを目途に国が直接施工する民有地直轄治山事業の採択に向け、調整をいただいているところであります。

以上であります。

○6番(梶 繁美君) 現況につきましては、ただいま町長から御答弁いただき、このことについては再三議会でもお聞きしたり、あるいは協議会、あるいは特別委員会でお話を聞いております。

次に、これらについて、今後の取り組みと推進の方法についてお伺いいたします。

ただいま町長御答弁ありがとうございましたとおり、この三来拠点事業、山地強靱化総合対策事業は、小山町域の広大な土地というか範囲に至っております。地域の理解、あるいは特に地権者は多大な数に及ぶと思います。皆様方の御理解や御協力が不可欠であります。内陸のフロンティアを拓く取組事業については、5年という時限立法に基づく事業です。もう既に2年が経過しようとしております。湯船原では大変な地主さんの数に及ぶだろうと、500、600になるじゃないかなと私は予測します。大御神の方は、おかげさまで町の御努力により、地域の皆さんが協力しようという姿勢のようでございます。そういう成果を得られるということは大変うれしいですけれども。また、足柄はこれからです。更に、用沢まで延ばしてこれを拓くと。

今、人口の問題については大変いろいろ報道されております。静岡県は北海道に次いで流出人

口の多い、人口減少の激しい著しい県ということが言われました。小山町においても既に2万人の人口を割り、1万9,000人台になっております。これを阻止し、発展させていくには、いみじくも町長がおっしゃっているように、この内陸フロンティア事業は小山町にとって100年に1度かの事業であると。千載一遇の事業であるというふうに町長は言われております。私もまさにそのとおりだと思います。

働く場所があり、その方々がまた住むところがあれば、人口も町も隆昌の方向へと向くだろうと思います。そればかりの事業じゃなく、年寄りの問題、医療の問題、子どもの問題等々あるでしょうけれども、何よりも小山町が一番強く今後小山町として存続する方向を取り組んでいくということが必要であろうと思います。まさに、この内陸フロンティアは、先ほど申し上げましたとおり、小山町民の方々、あるいはいろいろな、私が各市町村の方々とお会いしたとき、小山町はすごい事業に取り組んでいるな、すごいなというふうなお言葉をいただきます。それだけ県下の皆さんから見られているというふうに思います。どうか、大変だろうけれども、この事業を推進していくということが必要だろうと思います。今後の町長のこの事業に対する取り組み、推進方策をお伺いいたします。

それから、もう1点、山地強靱化総合対策事業でございます。須走から北郷、柳島までの要するに山麓地帯に降る雨は、富士山の噴火によるスコリア層、これが約2メートル近く、深いところでは3メートル、4メートルというところがあります。そこへ降った雨は、そのスコリア層の中へ包含されて、どこへも行かずにたまっている、それが雨量が多く達したとき、一遍にどかっと山地を崩れ落ちる、要するに山地崩壊現象を起こす。私達は、町長と今年3月、同じ現象を起こしている大島町を訪問し、町長あるいは議会の方々、あるいはその関係者といろいろなお話をして、同じ山地を持って、同じスコリア層を持っている町として意見の交換、いろいろな大島町の対策等をお聞きしてまいりました。

間もなくして広島でも同じ山地崩壊が起きています。全く地層においては小山町と同じ現象、同じことだろうと。同じ地層であるというふうに思っています。私、今日、けさ、ちょっとしたことで富士山のとっぺんから白岩までの距離はどのくらいかなということ調べていただきました。そうしたら25.5キロくらいあるそうです。富士山のとっぺんは御承知のとおり3,776メートルです。白岩の県境は海拔255メートルくらいでございます。そうすると、その高低差3,500余あります。これを平面上、机上で勾配を調べると、割り出すと15.5%以上になるというふうに思いました。大変な勾配です。簡単に計算しただけでも大変だろうと思います。それが降った雨がぼかっと小山町へ来る。過去ずっと小山町は10年に1度くらい、必ずというほど、この水害に遭っております。災害に弱い町でもあります。

そういうことで、このスコリア層を何とかしなければ何もならない、そこに町長は着眼され、県を動かし、国へ直訴されて、この事業が4月には何とかして国の直轄事業として認可へ持っていきたいというふうに思って、今、答弁いただきました。まだまだ、先ほどのお話のように、広

範囲な事業地でございますもので、地域の皆さん、あるいは地権者の皆さん、いろいろな方々の御協力をいただかなきゃならないと思います。大変な作業だろうと思いますし、また、そういうことがなければ、国の事業も持っていけないというつらい立場にもあろうかと思えますけれども、この事業についての今後の推進の方策、どのようにお考えか、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 三来拠点事業と山地強靱化総合対策事業の今後の取り組み、推進方策についてであります。

はじめに、三来拠点事業の5地区のうち、湯船原地区であります。

当地区は再生可能エネルギーを活用した産業拠点整備事業区域を標榜し、6つのエリアにゾーニングをいたしております。

まず、林業エリアでは、地区内に木質バイオマス発電所を設置し、災害時にも電力を供給するとともに、平成22年9月の災害の教訓から、森林整備に力を入れ、林地残材をなくし、林業エリア内の静東原木流通センターや富士小山工業団地内の製材所等を核とした資源循環型林業の構築を目指してまいります。

次に、食品加工・生産エリアにおいては、議員御承知のとおり、静岡県企業局が約30ヘクタールの小山湯船原工業団地を造成します。平成30年度からの分譲を目標とし、本年8月に県から用地事務を受託し、現在、鋭意用地買収を進めているところでございます。企業誘致にも精力的に取り組んでおり、既に数社から引き合いがあり、細部の調整に入っているところであります。

アグライندストーリーエリアには、平成26年、27年の2か年で富士小山次世代施設園芸事業により、約7ヘクタールの敷地に約4ヘクタールの高糖度トマトの施設園芸団地が整備されます。現在、造成工事が進んでおり、平成28年度からの生産開始を目標といたしております。この次世代施設園芸事業の目的の一つに、化石燃料の削減があり、木質ペレットを燃料の一部として使用いたします。将来的には、このエリアでは施設園芸の一大拠点を目指し、林業エリア内に設置する予定の木質バイオマス発電所から出る熱も利用していきたいと考えております。

エネルギーエリアにおいては、再生可能エネルギーの拡充ということで、小山湯船原工業団地を挟んで東西約30ヘクタールにおいて災害時に電力を供給できる太陽光発電事業を計画いたしております。

ロジスティックエリアにおいては、現在、国土交通省へ国道246号裾野バイパスの4車線化を要望しており、この際、このエリアから直接乗り入れ可能な町道について検討し、物流事業を集積する構想を、今進めているところでございます。

また、新たに新産業集積エリアとして様々な分野の企業を視野に入れた拠点づくりを進めてまいります。

次に、小山パーキングエリア周辺地区であります。

平成32年度に新東名高速道路が開通し、上下線のパーキングエリア内にセミトレーラーまで通

行可能なスマートインターチェンジが設置されますので、この周辺約30ヘクタールを開発していきます。道路計画の中では、災害に強いラウンドアバウト型交差点も整備をいたします。開発手法については、土地区画整理事業を検討しています。そのため、平成25年度に区画整理事業の基礎調査を実施し、本年度、現況測量を経て、現在、モータースポーツ関連エリアや観光物産のエリアなども含めた設計を検討いたしているところでございます。

平成32年の東京オリンピック開催も決定し、静岡県の東の玄関口にふさわしい地区として、平成29年度の造成完了を目標に整備を進めてまいります。

次に、足柄サービスエリア周辺地区であります。

こちらも土地区画整理事業の手法により約30ヘクタールの工場用地を創出する計画であります。現在、開発可能性の調査と、サービスエリア内のスマートインターチェンジの設置検討を進めており、平成29年度の造成完了を目指しております。

最後に、静岡県の家・庭一体の住まいづくりをコンセプトとした富士小山わさび平地区と南藤曲地区であります。

南藤曲地区は既に造成工事の事業者も決定し、0.55ヘクタールの事業地として平成27年度から分譲開始を進めております。

富士小山わさび平地区におきましても、本年度と来年度で細部を決定し、約25ヘクタールのエリアにおいて平成28年度からの分譲を目指しております。

以上が、三来拠点の地区別の主な取り組みであります。

静岡県の内陸のフロンティアを拓く取組は、平成25年から概ね5年間という期間限定ですので、残り3年余の中で全体の目途をつけようとして取り組んでおります。

次に、山地強靱化総合対策事業の今後の取り組み・推進方策についてであります。

平成22年の災害発生から4年が経過し、道路、河川、農地農業用施設等の災害復旧工事につきまして、関係者及び関係機関の献身的な御支援により、完了することができました。この場をお借りして、厚くお礼を申し上げるところでございます。

しかしながら、富士山噴火に起因するスコリア層が深く堆積する森林では、山腹崩壊や溪流浸食が拡大しつつあります。この対策として、森林の持つ保水機能など、公益的機能を早急に回復させ、災害に強い森林に復元し、安心・安全のまちづくりにつなげなければなりません。

町内には約3,000ヘクタールの民有人工林があり、その大半は45年生以上の伐期を迎えています。このため、引き続き、整備を必要とする荒廃森林について、所有者間での情報共有と集約化を進め、町内5地域ごとに森林経営計画を作成し、間伐等の整備事業を推進してまいります。

こうした取り組みにより、森林内の光環境を改善し、災害に強い森林づくりを推進するとともに、所有者自らが行う木柵等による森林整備補助工法の支援にも取り組んでまいります。

更に、国による民有地直轄治山工事の施工に当たりましては、森林所有者などからの施工同意の取りまとめや、町として対応すべき課題が残されておりますので、これらにつきましてもしつ

かりと応援をしてみたいと思います。

三来拠点事業により企業を誘致し、雇用の場を創出するとともに、定住と観光政策にも力を入れ、町の人口と交流人口を増やし、金太郎のような元気なまちを目指すとともに、山地強靱化総合対策事業により災害に強い森林を復元し、安心・安全のまちづくりを推進してみたいと思います。

以上であります。

○6番（梶 繁美君） ただいま町長からは、この内陸のフロンティアを拓く取組について、平成32年に開通する新東名の開通に合わせて事業を進めていきたい、そして小山町の人口あるいは交流人口、開発、そういったものに努力して取り組んでいきたいと、力強いお話でございます。

また山地崩壊事業につきましても、その取組みには多くの課題はありますけれども、しっかり見据えて取り組んでいきたい。そして、安心・安全な町を築きたいというお話を、今賜りました。大変力強く、私は思いますし、小山町議会としても、今後のことについては御協力したいと思います。

そこで、第3点目をお伺いします。ずばりと聞きます。町長、この任期が来年の4月で終わります。次期町長選はどうお考えかお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 私の任期は残り5か月でありますので、今、1期目を総括するには少し早いと思いますが、ここで一度立ち止まり、これまでの取組みを振り返ってみました。静岡県議会議員を4期16年務め、平成22年9月8日の災害後、閉塞感漂う町の姿を感じ、今まで御支援いただいた地元小山町に恩返しするため決意をし、これまで培ってきた知識、ネットワークを最大限生かしてマニフェストをお示しし、当選させていただき早3年7か月になりました。

就任時は平成22年9月の台風による災害復旧など、山積する諸課題に直面し、何としても金太郎のような元気のある町にという思いで、選挙で町民の皆様にご訴えてきた政策提言を、スピード感を持って一つずつ実行してまいりました。

まず、災害に強いまちづくりの施策として、平成22年の台風災害の全ての復旧工事は今年3月に完了いたしました。またこの教訓として、災害に強いまちづくりは最優先に取り組むべきものと考え、自主防災組織への支援充実や災害対策本部体制の強化とともに、豪雨災害の元凶となったスコリア土壌の山腹崩壊対策として、治山工事や森林整備等について、小山町山地強靱化対策総合会議を立ち上げ、地域の皆様とともに森林に起因する災害の発生防止や被害防止軽減対策などに取り組んでまいりました。

次に、町民の皆様のごくらし満足度向上として、特に将来を担う子どもたちと子育て世代を応援するために、第2子以降の出産に対する出産祝い金の創設や、幼保連携型の認定こども園としてきたごうこども園を開設いたしました。更に、お達者度の向上のための高齢者の健康づくりに対する施策も、今年度から本格化しているところであります。

そして、小山町の経済的發展を促す内陸のフロンティアを拓く取組として、小山PA周辺、湯船原地区、足柄SA周辺の三来拠点に、推進区域の富士小山わさび平地区と南藤曲地区を加えた5地区の開発に向けた施策を推進しており、この千載一遇のチャンスを逃さずに、しっかり対応しているところであります。

更に、希望と活力あふれるまちづくりとして、世界遺産となった富士山をはじめ、数多くの観光資源や富士スピードウェイや富士霊園などの観光施設を生かした観光施策を推進し、魅力ある活力に満ちた地域づくりのため観光振興条例を制定し、今年度観光振興計画を策定しているところであります。

また、町の豊かな自然環境を後世代に引き継ぎ、現在及び未来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする環境基本条例を策定し、環境の保全や創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことといたしました。

定住人口拡大施策としては、緑ヶ丘町営住宅跡地の宅地分譲や、南藤曲団地跡地の家・庭一体の住まいづくり事業などにより、町外からの転入者や若い世代をターゲットとした施策を展開しているところであります。

私が標榜する町民の皆様が主役となる行政運営につきましては、私をはじめ職員が積極的に地域に赴き、会合、説明会、あるいは出前講座に対応し、職員それぞれが担当地域を持ち、地域活動の支援を行うようになってきております。第4次小山町総合計画の大きな柱の一つでもある町民の皆様との協働・共創によるまちづくりは、これら施策を実行していく上で最も重要で必要なものであります。

こうした夢のある希望と活力あふれるまちづくりを進めるために、町民の皆様とともに金太郎計画2020を作り、第4次小山町総合計画の後期計画策定に精力的に取り組むさなかに、町長としての任期が残り5か月となりました。

この1期目に、私は、小山町の発展のために多くの種をまいてきました。そして、今その種が少しずつ芽を出し始めたところであり、まだまだ道半ばであります。

したがいまして、町民の皆様の御支援のもと引き続き町政運営のかじをとるべく、来年4月の統一地方選挙におきまして、再度小山町長選挙に出馬させていただきたいと考えております。

以上であります。

○6番(梶 繁美君) 答弁ありがとうございました。

以上をもちまして代表質問を終わりにします。

○議長(鷹嶋邦彦君) 次に、個人質問を行います。

通告順により、順次発言を許します。

はじめに、5番 池谷 弘君。

○5番(池谷 弘君) 本日は2件の質問をさせていただきます。

まず1件目は、湯船原工業団地への企業誘致についてであります。

湯船原地区が再生可能エネルギーを活用した産業拠点整備事業推進地区として、内陸フロンティア推進地区の承認が県よりなされました。この中での事業で、県企業局による湯船原工業団地があります。発表されているスケジュールによりますと、平成26年度、工業団地調査、造成詳細調査、地元調整、平成27年度、工業団地造成着手、平成28年度、工業団地造成、平成29年度に工業団地造成完了となっております。

この近接には新東名高速道路（仮称）小山PAスマートインターが同時期設置予定であり、交通の便の良いところとなり、小山町の税収アップや定住人口増にも大いに期待されております。

しかし、日本中ばかりでなく、この近隣でも地域発展や定住人口増のために工業団地を作り、工業誘致に躍起となっております。東名裾野インター周辺工事における防災・減災と職住近接に配慮した地域づくり推進区域や内陸フロンティア第2次指定地区に御殿場市舟久保工業団地が承認され、舟久保工業団地のスケジュールでは、平成28年度第1期区画販売、平成29年度第2期区画販売計画となっております。このほか、近隣では伊勢原工業団地等が平成27年度に工事完了等、周辺地区でも多くの工業団地があります。

この内陸フロンティア工業団地造成も重要であります。企業誘致がより重要となってきております。また、製造業は国内から海外への進出が活発な時代で、団地ができるだけで企業が来もらえるわけではないので、県やあるいは当局の企業誘致のための対応について伺います。

2件目は、北郷地区都市計画マスタープランについてであります。

小山町都市計画マスタープランで北郷地区において生活環境ゾーンとしてわさび平等が位置づけられております。マスタープランの改定が進められている中で、内陸フロンティア第2次指定地区でわさび平地区が推進地区に選定されました。また、このマスタープランでは東富士リサーチパーク及びその周辺等は研修・研究機能ゾーンとして位置づけられ、今後とも敷地内の緑化など、周辺環境と調和した豊かな自然環境を守りながら、その機能充実を図りますとマスタープランには記載されております。

東富士リサーチパークの現状は、研修所としては保険関係の会社等の数か所のみで、撤退が相次ぎ、現在ではイノシシやシカの徘徊するところになり、研修・研究機能ゾーンとしての役割は大きく減退しております。むしろこの地に住んでいるシカやイノシシのために、その下流の地区の農家等では大きな被害を受けているのが現状でございます。この富士山を目の前にした北郷地区は、残された開発が期待される地でもあり、この東富士リサーチパークの今後についての当局のお考えを伺います。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷議員にお答えをいたします。

はじめに、湯船原工業団地への企業誘致についてであります。

議員御承知のとおり、小山町湯船原工業団地につきましては、本年3月25日に静岡県企業局と

小山湯船原工業団地開発に関する協定を締結し、湯船原地区のハイテクパーク富士小山の北側約30ヘクタールにおいてあらかじめ工場予定地を決め造成するレディーメイド方式による工業団地造成事業を、企業局と連携して推進いたしております。

現在、27年度からの造成工事、平成30年度からの分譲開始を目標に、用地買収を鋭意進めているところであります。

次に、企業誘致についてであります。本年度は私自ら個別の企業を足しげく訪問し、トップセールスを行うとともに、静岡県企業立地推進課や東京事務所、大阪事務所とも連携して、都市部で開催される企業立地のイベントにも欠かさず参加するなど、工業団地の周知や情報の入手に努めているところでございます。

こうしたことから、幾つか引き合いのお話をいただいております。現在は細部の調整に入っているところであります。

今後も、富士山麓という絶好のロケーション、首都圏からの良好な交通アクセス、豊富な水資源、企業立地支援制度等を活かした企業誘致に全力で取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） 次に、北郷地区都市計画マスタープランについてであります。

議員の御質問にありますように、平成13年度に策定された現行の都市計画マスタープランにおいて、東富士リサーチパークは研修・研究機能ゾーンとして位置づけられており、開発許可により開発された区域であることから、研修所、保養所に用途が限定されております。そのため、社会のニーズの変化により、現在は遊休施設、遊休地となっている部分が多くあり、立地企業からは用途の変更を望む相談が多く寄せられております。

これら遊休施設等の有効利用を図るため、建築物の用途変更を可能にし、有効活用を図っていく方針であることを、以前、池谷弘議員の御質問にお答えしたところであります。

このような状況の中、今年の3月に静岡県から、市街化調整区域において観光資源の有効活用を図る上で必要とされる土産物店や宿泊施設などの建築物等の立地要件を規定する都市計画法第34条第2号の運用基準が示されました。

町において、この基準の適用を可能にするためには、独自に運用基準を定める必要があります。更に、秩序あるまちづくりと良好な景観形成を図っていくために、景観計画と重ねてこの適用基準を定めていくことが望ましいとの考えが静岡県から同時に示されたことから、町としても県の考えに沿いながら定めていくこととしました。

現在、景観計画及び都市計画法第34条第2号の運用基準の策定に向けた作業を行っておりますが、富士山や富士浅間神社を観光資源として有効に活用する区域として、東富士リサーチパークを適用区域に含めることで、研修所、保養所に限定された建築物の用途変更が可能になるよう調整を進めているところであります。

都市計画マスタープランにおける位置付けについては、現在、マスタープランの改定作業を行っている中で、景観に配慮した観光レクリエーション区域の一部に東富士リサーチパークを含めながら、整合を図っていく考えであります。

以上であります。

○5番（池谷 弘君） 再質問させていただきます。

まず、1件目の湯船原工業団地への企業誘致についてであります。

答弁のありましたように、当局の取り組みに期待しております。質問でございますが、当局の回答にありました企業立地の魅力等で、同じような工業団地の例としまして、当局も御存じのように、富士宮市の富士山南陵工業団地があります。ここでは富士山の伏流水の活用、1日5,000トンの使用可能、あるいは豊かな森の中での工業団地、良好なアクセスと環境、高品質な先進の工業団地の4つの魅力で売り出しております。

数年前に完了し、面積は12区画、24万7,527平米中、現在、企業誘致されていない面積が6区画、10万6,502平米で、約43%が企業誘致が現在決定されていない状況でございます。富士宮市も専属チームを設けて企業誘致に努力していると聞いております。

先ほども申し上げましたように、企業誘致は周辺自治体で多くの努力をしております。湯船原工業団地の企業誘致がうまくいくことを念願しており、質問といたします。

まず1点目として、企業団地の30ヘクタール、この面積でどのくらいの企業数の誘致を考えておられるのか。

次に、将来とも小山町にこの企業が残ってもらうために、どのような企業の誘致を考えておられるのか。

3つ目、この湯船原工業団地のアピールのために、どのようなコンセプトで湯船原工業団地をアピールしていくおつもりなのか。

最後に、企業誘致のために当局として、今後、どのくらいの人達を投入していくつもりがあるのか伺います。

次に、2件目の件でございます。2件目は北郷地区都市計画マスタープランの東富士リサーチパークについてであります。

私も東富士リサーチパークの当局の今後の取り組みを期待するものであります。

平成26年3月28日の県の都市対策課長通知により、都市計画法第34条第2号、観光資源の運用についてであります。ここでは、県は市町からの要請を受けて、観光資源及び当該観光資源の有効な利用上必要な建築物を明示した取扱基準を定めるものとし、取扱基準に合致する建築物とあります。東富士リサーチパークが再開発され、有効利用を図られることを期待するものであります。以下の質問をさせていただきます。

東富士リサーチパーク内には研修所の建物以外にも利用されていない土地が多数あり、この未利用地にも建築物が建てられるような可能性があるのかどうか、伺います。

また、次の点でございます。東富士リサーチパークには地権者も多数いると思いますが、この人達との同意や調整について、どのように考えているのか伺います。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷議員の再質問にお答えしたいと思います。

企業誘致の件でございますが、1点目の30ヘクタールではどのくらいの企業数の誘致を考えているのかと、こういうことでございますが、この事業主体は県の企業局ということで、小山町ではございません。当初、県が計画した区画数は13区画でございましたが、いろいろ、今、県ともども誘致活動をする中で、ある程度の企業の目星もつきまして、そこから希望する面積、これ等も出てまいりまして、今、それを修正していただきまして、今、7区画前後、こんな形で、今、区画については推移しているということでございます。

あと、進出企業等希望するところに対しましては、年内、12月中に意思表示をお願いしたいと、この旨お伝え申し上げておりますので、今年中には御希望が決まれば意思表示があると、このように考えております。

それと2番目の、どんな誘致を考えているのかということでございますが、当初の考えとしては、食品関係を誘致しよう。ということは、今の自動車産業を見ても、ああいう形で、もう海外に移転を繰り返しているということで、また自動車関連関係にこだわっても、またそのような二の舞を踏まれても困るということで、小山町は幸いにして水が豊富ということで、水を使った食品関係だと、長く居着いていただいて、やっていただけるのかなと、こんなことで、今、企業誘致関係は食品関係を進めています。

県の方で、今、交渉しているところは、食品関係じゃないやに伺っておりますが、まだちょっと詳しいことは聞いておりませんが、全部が全部思いどおりにいかないかと思いますが、私ども小山町としては、食品関係の企業を目途に、今、営業していると、こういうことでございます。

あと、コンセプトでございますが、これも今申したとおり、これ、県の事業でございまして、ちょっと私の方からこれも言うのはいささか遠慮させていただきたいと思います。

それと、企業誘致のために、今後、どのくらいの人数を投入していくかということでございますが、この事業につきましては、再三済みませんが、企業局の事業ということで、小山町はあくまでも支援しているということで、今の未来拠点課の職員の対応ということで考えております。企業誘致につきましては、私、また自ら出向いて行って営業してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） 池谷弘議員、2件目の再質問にお答えいたします。

東富士リサーチパーク内の未利用地に建築物が建てられる可能性があるかとの問いについてで

ありますけれども、現在定められている用途以外の建築物が建てられるかどうかということかと思えます。現在、議員がおっしゃいました法34条2号の運用基準を定めていく上で、現段階において既存建築物の用途変更を前提としてまいりましたけれども、新たに建てられる部分、新築のものについて、その可能性があるかどうかということについても含めまして、検討してまいりたいというふうに考えております。

それと、2点目の地権者等の同意や調整についてということについてでありますけれども、現在、開発者である三菱地所の意向については確認してございます。今後、売却済みの土地について、同意が得られるよう、作業をしてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○5番（池谷 弘君） 今国会でも地域再生法案も可決されました。この運用について、今後、検討されていくことと思えますが、この法律についても注視して、地域の再開発を進めていってもらうことを期待し、質問を終了させていただきます。

○議長（鷹嶋邦彦君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時04分 休憩

---

午前11時15分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 込山恒広君。

○7番（込山恒広君） 競争力がある地域農業への対策ということでお願いいたします。

安倍総理は、農業を成長産業として、農業に株式会社を含め、やる気のある者を新規参入させ、競争力をつけさせると言っております。しかし、小山町においてはどうかといいますと、若手の新規参入は少なく、定年退職組とサラリーマンの休日農業従事者が依然として多く、競争力とはほど遠いのが現状でございます。

そこで、小山町の農業の現状について、以下の質問をさせていただきます。

農業活性化を目指して、平成17年度に設置した農村活性化センターの昨年1年間の使用実績は29回と聞いていますが、どのような成果があったのか。また、農家やその他の人々に対して、生産意欲や収入安定に貢献したと評価できるか。よろしく申し上げます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○農林課長（遠藤一宏君） 込山議員の御質問にお答えします。

農村活性化センターは、地域農業の振興、特産物の開発及び普及、町内で生産される農産物に付加価値を高めるための加工並びに体験実習を推進し、中山間地域の農業の健全な発展、地域の活性化及び町内外の人々の交流を図ることを目的に、平成17年に設置され、体験工房、会議室、製造、製粉、製麺加工室の5つの部屋に区分されております。

製造体験室については、設置当初から有限会社ふじあざみがほぼ毎日使用しており、地場産の

米や野菜を使った弁当、総菜、米粉シフォンケーキなどの加工品を製造するとともに、金太郎味噌やそばの乾麺、おこげの開発などを手がけ、道の駅等で販売しております。活性化センターの利用や地域農業振興に貢献しているものと考えております。

しかしながら、ほかの体験工房や体験室については、設置当初には地域の農産物を使った講習会を毎月開催していましたが、現在は、年に数回、小中学校PTA開催のそば打ちやこんにゃくづくり教室等としての利用にとどまっており、施設のPR不足や利用手続きの不便さも重なり、同センターを活用し切れていないのが現状となっております。

このため、利用しやすい環境づくりとして、現在、施設の鍵の貸し出しを各支所で行えるよう調整をしております。また、施設の利用形態の見直しをすべく、今年度から来年度にわたり、緊急雇用創出事業を活用し、施設の利用及び再生計画を検討する場を設け、地域資源を活用した農業の総合的な戦略を地域の皆様とともに策定する取り組みを始めようと準備をしているところであります。

いずれにいたしましても、本町の農業が元気になるよう、皆様の御意見を伺いながら、農村活性化センターのさらなる利活用を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○7番（込山恒広君） 次に、地域農業の振興、特産物の開発及び普及はどのようなことをいたしましたか、お願いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○農林課長（遠藤一宏君） 地域農業の振興、特産物の開発及び普及への取り組みとして、町の主要農産物であるコシヒカリのブランド化を目指し、静岡県東部農林事務所、御殿場農業協同組合、御殿場市と検討を進めているところであります。

また、新しい試みとして、試験的に酒米の作付を町内2か所で行い、品質や収量ともに期待した成果が得られたことから、来年度以降、酒米の作付面積の拡大を目指していく予定です。

ほかにも、御殿場・小山茶生産部会による富士山熟成茶や富士山熟成紅茶などの開発・販売が進んでおり、新たな特産物の開発に取り組んでいるところでございます。

以上であります。

○7番（込山恒広君） 次に、遊休農地の有効活用を図るため、地域に適合した普及活動はどのような話し合いがあり、どのように進めてきたのか、お願いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○農林課長（遠藤一宏君） 遊休農地の活用について、まずは作付の再開を基本とし、耕作放棄地の解消に努めております。

遊休農地の把握のため、毎年農業委員会が農地利用状況調査を実施しており、農作物が作付されていない、不作付地の草刈りなどの管理状況や日当たりなどの農地の状況を調査しているところでございます。

その中で、比較的規模が大きく、管理状況の良好な農地について、所有者の意向を確認の上、地域の担い手や周辺の耕作者へ紹介するなど、出し手と受け手の調整を行い、作付の再開を推進しております。

また、町では地域の意向を踏まえ、ほ場整備を主体とした基盤整備を積極的に推進しており、優良農地の確保や農地の流動化を進めることで、営農活動が継続され、遊休農地の発生を未然に防ぐ効果があるものと考えております。

農地の有効活用を図るため、地域特産野菜の作付の支援や特産物の開発なども視野に入れながら、地域の農業をどうしていくのか、今後も地域での話し合いを実施していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 質問ありますか。

済みません、手を挙げてください。

○7番（込山恒広君） 次の質問です。町内外の人々と地元農家との交流活動については、どのような活動が行われているのか、お願いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○農林課長（遠藤一宏君） 現在、町内で毎年継続して行われている交流活動は、所領や下古城において東京都港区内の小学生による田植えや稲刈り体験、ジャガイモ掘り体験、トウモロコシ収穫体験が行われております。

また、一色老人会によるサツマイモの苗さしから収穫までを行うオーナー制度や認定農業者によるトウモロコシの収穫体験などが行われ、町内の生産者と町内外の消費者との、農業を通じた交流活動が行われております。

また、町外へ出向いた活動として、毎年静岡市内で行われる市町対抗駅伝には、認定農業者協議会の皆様が、焼き餅の販売などを通じ、小山町をPRしていただいております。

農業を通じた交流活動は、農家の皆様はもとより、小山町を元気づける大きな部分でもありますので、こうした活動に対し、町としても支援してまいります。

以上であります。

○7番（込山恒広君） 次の質問に移ります。町の農業を元気づけるための今後の方策についてお願いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 込山恒広議員にお答えをいたします。

農業を取り巻く環境は、今年の米価の下落や米直接支払交付金の削減など、水稻が中心の本町農業においては非常に厳しい状況でございます。本町の農業が成長産業として発展していくためには、認定農業者など担い手を核とした力強い農業構造の構築が重要であることから、担い手の経営所得の安定化を図るために、まずはほ場整備を実施し、生産効率の良い優良農地を確保する

ことが重要と考え、引き続きほ場整備を中心とした基盤整備を計画的に進めてまいります。

また、減農薬・減肥料で安全・安心なエコ米などの高付加価値米の推進や、消費者ニーズに合った新品種の導入などを進めてまいります。

更に、道の駅やあしがら温泉などの農産物直売や学校給食への地場農産物の導入など、地域での消費拡大と地産地消の取り組みをより一層推進していきたいと考えております。

湯船原地区では、高糖度トマトを生産する株式会社サンファーム富士小山の進出が決まり、大規模な施設園芸団地の整備が進められており、新たな若い農業者が町へ参入し、更に、そこでの雇用が予定されているなど、明るい兆しもあることは議員も御承知のとおりかと思えます。そのようなことから、国の施策を十分に活用し、町の農業が一層元気になるよう取り組んでまいります。

○7番（込山恒広君） 次に、2番として、攻めの農業実践緊急対策支援事業で大型乗用トラクター補助金については、補助率2分の1の国の補助制度がありますが、大型乗用トラクターは大型ほ場整備と並んで農業経営には重要になっております。制約がある中での国の補助金ですので、個人負担軽減、作付体系の効率化や被担い手の高収益作物への転換策として、補助金の補填に町の補助策について伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○農林課長（遠藤一宏君） 議員御指摘の農業用大型機械の補助制度については、農水省の攻めの農業実践緊急対策支援事業の活用がありますが、当該事業は生産体制の効率化を図る産地への支援であり、共同利用を目的としておりますので、個人への補助は認められず、また農産物への生産コスト1割以上の削減をしなければならないなど、事業を活用する上で制約が多いことは議員御指摘のとおりでございます。

6月定例会の一般質問の際にも回答させていただきましたが、大型農業用機械導入に対する直接的な補助を町が行う考えはございませんが、国が利子助成を行う農業制度資金や国の補助事業などの制度を広く周知し、農業者との意見交換を通じて町農業の実情に合った取り組みを推進してまいります。

以上であります。

○7番（込山恒広君） 今の回答に、ちょっと私との質問のイメージが違うもので、一応お願いしたいわけですが、私の主な質問は、攻めの農業実践緊急対策事業の補助金についてでございます。それについての町の補填ということで、一番しまいに農業者との意見交換を通じて、農業の実情に合った取り組みを推進しますとありますので、そこはいいわけですが、ちょっと6月の定例会とは違いますので、6月の定例会は個人だけど、これは大勢でやる、やはり町を元気にしなくちゃならないという施策の、一番の、主な部分でございます。これからほ場整備が大体終わりに近づいて、大体完成してまいりますと、農地の集積とか、またその次は今度は効率化を図るために機械を入れなきゃならないというようなことで、やはりそれを推進するた

めには、町がある程度助成策をしていかないと、なかなか町の農業は崩壊しちゃうと思います。今は定年とか何かやっていますが、だんだん定年になって退職金で農機具を買ったって、かわいそうですよ、やっぱり。自分も遊びに行きたいやつを農機具を買って百姓をやる。それはもうやっぱりいろいろ考えていただいて、町でもよろしくお願ひしたいわけですが、答弁はいいです。お願いします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、3番 渡辺悦郎君。

○3番（渡辺悦郎君） 本日は、数ある補助金を用いた地域振興施策のうち、商店街の活性化事業とタウンマネジャー配置支援事業について質問させていただきます。

人口減少社会の中、当小山町でも人口が減少しつつあります。当局も人口増につなげるため、様々な政策や施策を進めているところであります。私達議員も、各地において人口増や居住環境について視察研修を行っておりますが、住みたいまちについての条件は、医療、福祉、教育、商店等の充実が挙げられております。

北駿地域には公立医療機関がなく、医療過疎地域ではありますが、行政と地元医師会が協働して取り組んでおり、また、福祉施設につきましても、町内には特別養護老人施設をはじめ、老健施設が充実してきている状況であります。教育につきましては、小学校5校、中学校3校、県立高校がそれぞれ校風を掲げ、風光明媚な中での教育に頑張っているところであります。

しかしながら、商店街については減少、衰退の道をたどっております。そこで、本日は商店街等の活性化事業について質問させていただきます。

人口が2万人を切る中、小山町でも高齢化が進んでおり、平成17年度末には20.2%、平成23年度末には23.5%と報告され、平成26年度中には25%を超えると予想されております。その背景を捉えながら伺います。

日々高齢化が進む中、町内の多くの商店が後継者問題や購買力低下に伴い衰退し、また、買物難民等が発生しております。このような状況の中で、町は商店街の活性化を図るため、補助金を用いて商工会や各商店と協働して活性化を進めていると聞いております。

当局に伺います。平成24年度の補助金を用いた施策、成果について伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 渡辺議員にお答えします。

平成24年度は、国の緊急雇用対策事業を活用し、地域商業活性化宅配サービス事業金太郎よろずサービスとして、町が商工会に約1,100万円で業務委託をし、9月15日から翌年2月28日まで、宅配サービスを実施いたしました。

この事業は、商店の減少などによる商店街の機能の低下や町外への消費流出が問題になっている中、高齢化の進行と公共交通の不便さを補う新しいビジネスとしての起業も期待し、消費者のニーズに応える新たな事業として宅配サービスを実施いたしました。

この事業の成果につきましては、食品をはじめ、介護用品、衣料品など、日常生活品の幅広い品物が取引され、利用実績は670件で約158万円でありました。

以上であります。

○3番（渡辺悦郎君）では、次に、24年度の成果をもとに、25年度実施した補助金を用いた施策と成果について伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君）答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君）平成24年度に実施した金太郎よろずサービスの利用者を年齢別に見ますと、60歳以上の方が多く、そのうち70歳以上の方が約8割を占めています。また、地域別では成美地区の住民が全体の約6割を占めるなど、高齢化の進行に比例し、利用者が多くなる傾向が見られました。

宅配サービスについては、小山地区を中心としてニーズがあるものの、宅配サービスのみで経営を成立させることは非常に困難であると考えられました。

このため、平成25年度は、より幅広い事業の展開を期待して、駿河小山駅前にある町立観光案内所を活用し、高齢者が多い小山地区の商店を中心に組織されている小山町共栄会が事業主体となって、県の補助事業である地域商業パワーアップ事業を活用し、内装の改装、配達車両の購入等を行い、宅配業務に加え、生鮮品や土産物を販売する「町の駅 金太郎」として運営を開始いたしました。

この事業は、駅舎内の売店が撤退した駿河小山駅周辺の活性化も視野に入れたもので、駅前の立地を生かして、近隣住民に身近な買い物ができる場所を提供するとともに、ゴルフ客やハイカーなどの観光客の利用も見込んで計画した事業であります。

この「町の駅 金太郎」の平成25年度の成果につきましては、7月20日の営業開始から3月末までの8か月余りの総売上は約500万円で、このうち宅配業務は11月の開始から5か月間で198件、約30万円の売り上げがありました。

以上であります。

○3番（渡辺悦郎君）では、次に、25年度の成果をもとに、今年度実施されている、本日までの状況について伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君）答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君）平成26年度の状況につきましては、小山町共栄会が平成25年の実績を踏まえ、シーズンによって販売が高まる商品を置くなど、そういった工夫をしながら、「町の駅 金太郎」の運営を行っております。この10月末までの7か月間の総売上は440万円で、このうち宅配業務は271件で約50万円の売り上げがありますが、運営を継続していくためには、厳しい状況であると認識しております。

また、町では、高齢者等の交通弱者の状況を確認するため、この10月からコミュニティバスの運行区域外の旧小山地区を中心に、自主運行バスを調査運行しているところであります。

以上であります。

○3番（渡辺悦郎君） 昨年度から導入されているタウンマネジャーについて伺います。

まず、タウンマネジャーの位置付けについて伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 平成25年度において、商店街の活性化を目的に、商店主の意識改革や活性化につながる新たな提案などを行うタウンマネジャーを配置したいという、商工会の希望があり、町といたしましても商店街の活性化が必要だと考え、県の補助事業である地域商業パワーアップ事業のメニューのタウンマネジャー配置支援事業を活用し、商工会が配置いたしました。

以上であります。

○3番（渡辺悦郎君） タウンマネジャーの位置付けについては理解いたしました。

次に、25年度タウンマネジャー配置支援事業の計画と実施成果について伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 平成25年度は、商工会内部にタウンマネジャー配置支援事業研究会を設置し、町の各種イベントと商店街との連携を図ることや、商店主の意識改革、イベントの企画運営、小山町産品のPRなどの事業を計画いたしました。

主な事業成果といたしましては、空き店舗の実態調査やタウンマネジャーの提案により、新たに町内の飲食店を回り、食べ歩き飲み歩きを楽しむ「小山ちょっとバル」を実施したことや、地域の高齢者の憩いの場として「町の駅 金太郎」を活用した出張お出かけクラブを開催したこと  
であります。

以上であります。

○3番（渡辺悦郎君） ただいまの答弁で、タウンマネジャーの方で空き店舗の実態調査というのがございました。この空き店舗の調査、地域別、わかればこの辺のところ、ちょっと数的にわかれば教えていただきたいです。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 今、空き店舗の実態調査につきまして、調査対象といたしましては落合、音淵、商工連合oyama各商店街及び近隣の地区ということで、生土・藤曲地区を中心に調査をいたしました。

その結果、営業を始める状況にはあるけれども、現在、店を閉鎖して、当面営業の再開は見込めないところが5件、営業を見込める状態ではなく、現在閉鎖していて、当面営業の再開は見込めないところが11件、あと、調査がなかなか不能だといったところが11件という結果で出ております。

以上であります。

○3番（渡辺悦郎君） 次に、25年度の結果を踏まえて、26年度タウンマネジャー配置支援事業の

計画と、現在までの成果について伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 昨年度においては、タウンマネジャー配置支援事業が県内で初めての取り組みであったことから、商工会とタウンマネジャー双方の役割の認識が十分に理解されず、町も含め、情報共有や連携が十分にとれていなかったという課題がありました。

しかし、本年はこの事業も2年目を迎えたことから、商工会とタウンマネジャーとの連携が円滑に行われ、また、商工会内でのタウンマネジャーの役割がより明確になり、幾つかの事業を進めております。

具体的には、平成25年度に引き続き、第2回「小山ちよっとバル」を11月7日から9日まで開催し、同時に経済産業省の地域商店街活性化事業のにぎわい補助金を活用し、小山町映画祭を11月8日、9日の2日間で豊門公園をメイン会場に開催をいたしました。

また、このにぎわいがイベント時だけのものにならないよう、映画の町小山町くいしんぼラリーとして、バル参加店をめぐるスタンプラリー事業も12月14日までの日程で行っております。

以上であります。

○3番（渡辺悦郎君） それで、タウンマネジャーと商工会、各商店との連携について伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 小山町映画祭や小山ちよっとバルの事業の開催に当たり、商工会内部に実行委員会を組織し、この中で商工会員とタウンマネジャーが協議を重ね、事業に取り組んでおります。この結果、商工会員が自ら商店や飲食店に参加を呼びかける姿が見られるなど、商工会員の意識も変わってきたように感じております。

また、こういったことから、タウンマネジャーと商工会、各商店主との連携も広がり、商店街や地域の活性化につながっていくものと考えております。

以上であります。

○3番（渡辺悦郎君） 以上、P D C Aサイクルに基づいて質問させていただきました。

最後に、町は、商工会や商店会、各商店と協力して、商店街の活性化を進めているところですが、今後の町のビジョンを伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 渡辺議員にお答えをいたします。

近年、商店や飲食店が閉店することにより、商店街や地域のにぎわいが低下する傾向が見られ、これは深刻な課題だと認識をいたしております。

町では、これまでも商工会と連携を図るとともに、その活動を支援し、本日、渡辺議員から御質問のありました国や県の補助金を活用した事業につきましても、商店街や地域の活性化を促すための取り組みの中で実施してまいりました。

町では、今後も商工会との連携を図りながら、産業祭などの商工会が実施する事業について支

援するとともに、情報提供や各種イベントにおいて出店の場を確保するなど、様々な可能性を模索しながら、町内の商工業者の活性化について取り組んでまいりたいと考えております。

併せて、商店街や商店主の皆さんの自主的な取り組みについても期待し、その支援について検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○3番(渡辺悦郎君) 商店街の活性化は、人口減少に歯どめをかける要因の一つと考えられます。

答弁の中で、様々な可能性を模索しながら、町内の商工業者の活性化に取り組んでいく、また、商店街や商店主の皆さんの自主的な取り組みについても期待し、その支援をしていくとの答弁がございました。

地元商店等の活性化は、安心・安全に暮らせるまちづくりの一つです。生命線といっても過言ではないというふうに認識しております。ぜひ積極的に推し進めていただきたいと念じ、質問を終了させていただきます。

○議長(鷹嶋邦彦君) それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午前11時55分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長(鷹嶋邦彦君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 湯山鉄夫君。

○9番(湯山鉄夫君) 私は、町行財政の持続可能な方向性についてを題として、通告により一問一答方式にて質問をさせていただきます。

政府は、デフレから脱却して、経済、景気の浮揚を図る対策を講じていますが、その成果は実感としてありません。日銀は10月30日、通貨金融緩和政策の実行を表明しました。外国為替市場は急激な円安が進み、輸入原材料、原料は高騰、相反する現象が呈しています。製品の輸出産業と、海外から材料を輸入する国内事業会社との間に企業格差が生じます。

国民総生産GDPは年率換算マイナス1.6%を受け、次期消費増税10%を1.5年先送りし、民意を問うことになりました。経済の動向は、自治体の財政や一般家庭の家計にも影響してきます。国民全体がいささか不安定な経済変化に鑑み、苦慮をしています。

行政運営には財政の裏づけがなければなりません。云々するまでもなく、町民の所得、収入が増えれば、比例して財政収入が増加する。また、固定人口、流動人口が増加し、産業が栄えるならば、財政は好転します。

我が町の経済の実態は、現況としてプラスかマイナス基調か気にかかります。既に内陸フロンティア、先ほど説明ございました、湯船原工業団地計画の取り組みが行われています。県では20億円の資金を進出企業に助成するレディーメード方式で企業誘致をする施策であります。町の経済は活性化し、成長すること、町民の消費性向が活発になると期待をいたすわけであります。

今後、10年、20年に向けて、町政を確保する礎を築かなければなりません。町政の持続的運営に財政の健全性確保と事業展開の整合性を確保しつつ、負の遺産の解消、町民負担の軽減に努め、後世に継承する、町行政の持続的継続は財政基盤の確立であります。

ここで伺います。一つ、現在、我が町の経済情勢はどのように評価をされますか。

二つ、町の行財政の中期的、長期的方向性について、まずは町長にお伺いをします。先ほど、町長の継続、続投の精神を伺いました。この点も含めてお願いをしたいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 湯山議員にお答えをいたします。

小山町の経済情勢については、町独自で調査は行っておりませんので、具体的に申し上げることはできませんが、沼津公共職業安定所が発表した今年9月の小山町の有効求人倍率は、昨年同期が0.88に対し、1.03と0.15ポイント上昇いたしております。

また、税収面から見ても、小山町の平成25年度法人町民税の収入済額は約4億4,500万円、前年と比べると9,200万円増額していることから、回復傾向にあると推測されます。

しかし、平成26年度は消費税増税に伴う駆け込み需要の反動もあり、回復基調にはあるものの、今後の動向を注視していく必要があると考えております。

なお、財務省東海財務局が10月29日に発表した静岡県内の経済情勢では、総合的に緩やかな回復の動きに足踏みが見られる、消費については、緩やかに持ち直している、また、雇用情勢については、緩やかに改善しつつあるという判断がされております。

今後も国や県の経済動向等について引き続き注視していくとともに、商工会、企業懇話会等との意見交換を通じ、町内の景気動向を把握していきたいと考えております。

次に、町行財政の中長期的方向性についてであります。

町では、中長期的な視野に立って計画的かつ安定的な行政運営を行っていくために、第4次小山町総合計画を定め、施策、事業等を進めております。

この計画期間は平成23年度から32年度までの10年間で、そのうち基本計画については、平成23年度から27年度までを前期計画、平成28年度から32年度までを後期計画としております。

来年度には、現在進めている内陸のフロンティアを拓く取組として位置づけた三来拠点事業はもちろんのこと、今後、町が取り組んでいく施策を反映した総合計画後期計画を策定することとなっております。

更に、急速に進む人口減少に歯どめをかけるため、国と地方が総力を挙げて取り組んでいく長期ビジョンと総合戦略が国から今後示されてきます。それらを勘案し、小山町の地方人口ビジョンと小山町が主体的に取り組むべく地方版総合戦略を策定することとなっております。

この総合計画後期基本計画と地方版総合戦略によって、より具体的に町行財政の中長期的方向性を示せると考えております。

財政運営につきましては、長期にわたり安定した自主自立の確立を目指しているところであり

ます。

具体的には、財政調整基金の積み立てや将来負担比率の数値を下げるよう努めているところであり、町民の皆さんに適切な情報公開を行い、説明責任を果たしてまいります。

今後、三来拠点事業も本格化し、多額の事業費が想定されますが、事業実施に当たりましては、国・県等からの補助金、交付金等の特定財源を積極的に活用するとともに、優先度に応じた年次計画により、健全かつ効果的な行政運営に努めてまいります。

以上であります。

○9番（湯山鉄夫君） 町長の答弁いただきましたけれども、町の経済状況を把握するためには、やはり町勢要覧であるとか、あるいは町内の産業統計調査、こういうものが必要ではないのかなと感ずるところであります。

町民の消費性向は、隣地の御殿場市を主体に町民の所得が御殿場へ流れている。町内で消費する支出は20%ぐらいでしょうか。町内で物品を調達し、それを町民が購入する、需要と供給のバランスを高めることが、町の経済の活性化につながるのではないのでしょうか。また、行政運営には財政基盤が不可欠であります。特に財政力指数、あるいは基礎的財政収支、プライマリーバランス、この向上を図りつつ、健全な財政、自主自立の財政、これを目標に道筋を立てていただきたいと思うわけであります。

これより具体的な質問をさせていただきます。

質問1、町公共施設、総合文化会館、体育館、図書館等々は、27年4月より指定管理者制度に経営、運営をされます。ファシリティマネジメントであります。財政負担の軽減を図り、町民の活力、民間の活力、専門的な知識、経験を有する団体に経営をさせることにより、町民のサービスの向上に期待をするわけであります。

よって、当該事項の所掌事務、担当部署の再配置が伴います。新たな行政組織の改編についてお伺いをします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 平成27年4月1日から総合文化会館等の管理に関する事務、図書館に関する事務、自主文化事業に関する事務等につきまして、指定管理者による管理、運営をする予定となっております。

このことにより、これらの事務に関わる生涯学習課の職員定数を減らし、他の部署に配分することとしておりますので、このことに対する組織・機構の見直しについては予定をしておりません。

なお、社会教育、文化財保護等の事務につきましては、引き続き生涯学習課において所掌することとしております。

今後につきましても、民間活用の様々な効果を検証しながら、民間にできる事務については積極的に進め、行政が実施すべき事務に一層力を注いでいくとともに、財政の負担の軽減にも努め

てまいりたいと考えております。

以上であります。

○9番(湯山鉄夫君) 指定管理者につきまして、説明いただきました。

私ども人間は、一生学習をすることだと言われております。今日まで築いてきた町民福祉への向上、文化的各事業がぜひ低下することのないよう、さらなる発展を期待したいと思います。

次の質問に入ります。22年9月8日、台風9号の発生、我が町は多大な災害が発生しました。その復旧工事も町長以下皆さんの努力で完成し、公共施設の耐震化もほぼ完了に近い状態にて、今後はいわゆる箱物に建設投資することは、町民の理解は困難と思います。

町財政の一般会計相当額に匹敵する負債総額は増やすでなく、低減を図ることです。今日、莫大な利子払い、財政を圧迫しています。元金を徐々に可能な限り減額をする。借入金は返さなければなりません。債務返還を図るべき返済計画についてお伺いをいたします。

○議長(鷹嶋邦彦君) 答弁を求めます。

○総務課長(小野一彦君) 町債は単年度の財政負担を後年度に平準化することで、計画的な財政運営と町債により整備する公共施設等の便益を受ける後年度世代の方々にも費用の負担をお願いし、世代間の負担の公平を保つことを基本として借り入れを行っております。

町債により整備する公共施設等の耐用年数等から借り入れ年数を定め、借り入れを行っており、計画的に返済をしております。

以上です。

○9番(湯山鉄夫君) 計画的な返済計画をぜひお願いを申し上げます。

民間におきます企業の設備投資、これはその効果やあるいは収益性を計算しますが、行政の公共投資は償却を求めないのであります。よって、事業資金に発生した財政負担は、債務として残存するわけで、この債務は町民が順次負担をすることになります。

税収の変化により、歳入、歳出のバランスを確保しつつ、縮小均衡、それとも拡大均衡か、税の有効活用、適正な運用に対してむだはないか、改正改良削減はないか、さらなる点検、検証をされ、債務の縮小、財務基盤の整備を求めるのであります。

次に、質問3といたしまして、内陸フロンティアの取り組み、先ほどいろいろ御説明いただきました。県の企業局により、湯船原工業団地、30ヘクタールの地に県が事業主体として開発計画が進められています。更に、総合特区の利を生かした土地利用の緩和による開発の発展に合わせ事業化が推進されます。

開発計画の実現には財源がなければなりません。町財政に影響が危惧されます。広大な面積の開発施策実現に莫大な資金手当をする財源の確保についてお尋ねをいたします。

○議長(鷹嶋邦彦君) 答弁を求めます。

○未来拠点課長(遠藤正樹君) 内陸のフロンティアを拓く取組における事業を実現するために必要な財源の確保についてであります。

梶議員の代表質問にも町長からお答えさせていただきましたとおり、現在の内陸のフロンティアを拓く取組は、湯船原地区をはじめとする3つの拠点に家・庭一体の住まいづくりをコンセプトとした2つの推進区域を併せ、計5地区により事業推進を図っております。

現在想定している開発手法には、民間による造成・分譲、土地区画整理事業、静岡県企業局の造成等が挙げられます。

これらの開発に必要な財源についてですが、民間開発は事業者の資金によります。土地区画整理事業は、減歩により公共用地を生み出し、保留地処分金で主な資金造成を行います。

企業局は、自己資金による造成費を分譲価格に反映させて回収いたします。

しかし、このほか、各地区の開発において、町が当然やらなければいけない道路等のインフラ整備や企業立地優遇制度等による支援、土地区画整理事業に対する助成等、莫大な費用が想定されます。

現在、総合計画の実施計画や平成27年度当初予算要求等によりまして、これらの町が支出する経費を、概算となりますが、算出しているところであります。

町の支出分のために必要な財源として、整備の目的にかなった国庫支出金、県支出金、起債等を最大限に活用するとともに、事業の優先順位を考え、年度の予算規模に応じた計画的事業執行をしていくことが重要と考えます。

また、これからは国における地方創成に向けた取り組みを注視し、新たな財源確保に努めてまいります。

以上であります。

○9番（湯山鉄夫君） 各種事業を展開するには、何だかんだ言ってもお金がかかります。基礎調査から用地の買収、取得するに資金がなければなりません。内陸フロンティアの実現には、国や県からの交付金、進出企業の設備投資等々、資金計画に対して町の財政投資、慎重にお願いをしたいと思います。

次に、質問4、人が安心して将来的に安全、安定した生活を営むには、居住地域の環境整備が必要不可欠であります。生活環境の整備には財政支出を高め安心・安全を増すことでもあります。常に誰もが安全・安心して住む町、区民を代表して区長さんより請願や陳情や各地区の要望事項の提出があります。これに対する対応、対処についてお伺いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 地区区民の皆様からの要望事項につきましては、各区長様に要望を取りまとめていただき、要望書として原則毎年6月末までに町に提出をしていただいております。

提出されました要望書は、要望ごとに担当課に渡し、必要に応じて現場の確認や調査を行い、緊急性や優先順位、地区のバランス等を考慮し、その対応について各区長様に回答し、できる限り早い対応に努めております。

各区からの要望は建設課が所管する町道や水路に関するものが特に多くなっております。しかしながら、現状では限られた予算の中で全ての要望に応えられないことから、地区区長会ごとに建設課が説明会を開催し、区長様方に御理解をいただき、要望に対応しております。

また、要望の中には、国、県等に関係する要望もありますので、それらについてはそれぞれ所管する機関等へ進達をし、対応をお願いしております。

各区からの要望につきましては、それぞれ重要な課題であると認識しており、職員が対応できるものは直接職員が対応するなど、できる限り要望に応じてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○9番(湯山鉄夫君) 町民の日常生活には、快適性あるいは利便性、環境の整備が欠かせません。地域の自治会、区、行政が協調、連携し、信頼関係を保ち、ささいなこともこれを実施することによって地域の活性化、発展につながるかと思っております。ぜひその点、よろしくお願い申し上げます。

次に、質問5、高齢者人口が増加するにつれて、医療、健保、介護保険等々をはじめ、福祉分野における財政が厳しくなります。財政規模の小さい自治体では、行政サービスが行き詰まるとの懸念をされています。高額負担には税を引き上げる策もありますが、マイナンバーが制度化をされます。広域的な連合なり、広域連携なり、これを模索し、将来の社会保障制度に向けて、行政間共通の取り組みをすることについてお伺いをいたします。

○議長(鷹嶋邦彦君) 答弁を求めます。

○町長戦略課長(小野 学君) 事務処理の効率化のための共同処理や、複数の市町に係る課題への対応を行うという面で、広域連携は非常に有効であると思っております。

小山町における広域連携の例としては、御殿場市・小山町広域行政組合をはじめ、静岡地方税滞納整理機構や静岡県後期高齢者医療広域連合、御殿場市と共同設置している介護認定審査会や子育て支援のファミリー・サポート・センター事業、また、裾野市、御殿場市と相互に利用できる共通無料入浴券などが挙げられます。

更に、平成21年に発足いたしました富士市、富士宮市、御殿場市、裾野市と構成しております富士山ネットワーク会議は、環境や観光、防災など様々な分野において共通認識のもと連携し、課題解決に取り組んでおります。

また、市町と県との連携による行政運営を推進するため、県と県内市町で構成する行政経営研究会を今年8月に県が立ち上げ、広域連携についても様々な分野で研究しているところであります。

これからも富士山ネットワーク会議や、この行政経営研究会の中において、社会保障制度に関する共通の取り組みについて検討を重ねていき、県や周辺市町との連携について考えていきたいと思っております。

以上であります。

○9番(湯山鉄夫君) 福祉分野の財源として、消費増税が延期をされました。社会福祉の制度改正も云々をされています。地域医療の確保には、福祉関係団体や自治体の連携、協力体制が不可欠に思います。

続きまして、質問6、木曾の御嶽山が何の前ぶれもなく突然に噴火しました。富士山の噴火説が論議をされ、対策を示されております。22.9.8災害もしかりであります。いつでも災害は発生する可能性があります。そのためには、財政上、基金の準備が不可欠であります。緊急事態、非常事態等々の財政の取り組みについてお伺いをいたします。

○議長(鷹嶋邦彦君) 答弁を求めます。

○総務課長(小野一彦君) 災害復旧その他財源の不足を生じたときに充てるために、財政調整基金を設置しております。議員御承知のとおり、平成22年の台風災害により残高が僅少となってしまいましたが、今後に備え、毎年度積み立てを行っているところであります。

以上です。

○9番(湯山鉄夫君) 債務の削減策と合わせまして、いざのとき財政出動で対処しなければならぬ、そのために良い準備がなければなりません。準備がなければ、町民を守ることはなりません。少なくとも一定の基金、予備金は常に内部留保として確保しておく必要があるかと思えます。

町の行政、財政が将来的に持続し、発展していくには町内経済の再生、町財政の安定化、健全化にあります。27年度予算編成に心してほしいと思います。

以上をもちまして質問を終わります。

○議長(鷹嶋邦彦君) 次に、8番 池谷洋子君。

○8番(池谷洋子君) 私は、「動物愛護」に対する町の取り組みについて質問させていただきます。

御承知のとおり、昨年9月5日に議員立法による改正動物愛護管理法が公布され、本年9月1日から施行されました。全国では自治体に引き取られる犬や猫の数は2011年度で年間22万匹を超え、その約8割に当たる17万5,000匹が殺処分されているという現状があります。

このような状況を受け、改正法には自治体の目標として、殺処分がなくなることを目指してとの文言を明記し、飼い主や動物取扱業者にも動物が命を終えるまで面倒を見る終生飼養の努力義務を課した上で、自治体が引き取りを拒否できる措置を設けるなど、様々な対策が盛り込まれています。

ところが、近年、小型犬の遺棄全国各地で相次いでいます。今年10月末には宇都宮市内の河川敷で小型犬約40匹の死骸が散乱、埼玉、山梨、佐賀の各県でも昨年以降、合わせて100匹を超える犬が放置されているのが見つかっています。更に、劣悪多頭の飼育問題も後を絶ちません。

改めて人と動物の関わり方を見直さなければならない時代を迎えています。

そこで、次の5点についてお伺いいたします。

1点目、御殿場保健所管内における犬、猫の殺処分数の推移と、小山町で捕獲した犬、猫の頭数を教えてください。

2点目、改正動物愛護管理法の殺処分ゼロという目標に対して、小山町の場合、具体的には県の取り組みになるかと思いますが、町としての考えがあれば教えてください。

3点目です。狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病の予防注射について伺います。同法には犬の登録と、年に1度の予防接種を受けさせることを犬の所有者に義務づける規定があります。動物の終生飼養を行う上で、飼い主等がルールを守って適正に使用することは、非常に大切なことであり、それが殺処分ゼロにつながっていくと考えます。そこで、町での飼い主の未登録や予防注射の未接種対策について、御意見をお聞かせください。

4点目、人と動物が共生できる社会へ向けて、例えば盲導犬やセラピードッグなどの動物愛護の関係者による講演会などを開催することについて、考えをお聞かせください。

5点目です。学校では、ウサギなどの小動物を飼育し、児童に動物の命を大切にする心を教えています。また、そのような機会は、情操教育の大切さ、ひいてははじめの根絶につながっていくのではと考えます。今後の学校教育の取り組みについて、教育長の考えをお聞かせください。

以上、動物愛護に対する町の取り組み、5点についてお伺いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷洋子議員にお答えをいたします。

はじめに、動物愛護に対する町の取り組みについてのうち、改正動物愛護管理法の殺処分ゼロ目標に対しての町の考え方についてであります。

現在、御殿場保健所では、犬や猫を飼えなくなった飼い主に対し、できる限り引き取り先を見つめるよう指導しており、安易な引き取りはしないとしております。

その対策方法の一つとして、保健所、一般社団法人静岡県動物保護協会と町が協働して「ポッチとニャンチの愛の伝言板」を役場1階ロビーに設置し、新しい飼い主を見つけてもらうよう、取り組みを行っております。

町といたしましては、人と動物が共生する社会の実現を目指し、飼い主責任の徹底、人と動物の安全と健康の確保、地域活動の充実を図るよう、終生飼養や適正管理についてさらなる広報をまいります。

また、野良猫への対応については、御殿場市内の地区において、地域住民、ボランティア、行政の3者が協働してTNR活動を行っている事例があります。

TNR活動とは、猫を捕獲し、不妊手術を行い、もとの生活の場所に戻し、繁殖しないよう地域で管理する方法をいい、町としましても地区からの要望がありましたら、御殿場保健所と地域と連携し、同様の取り組みについて検討してまいりたいと考えます。

その他の質問につきましては、担当課長及び教育長から答弁をさせます。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 次に、御殿場保健所管内における犬、猫の殺処分数の推移と、小山町で捕獲した犬、猫の数についてであります。

御殿場保健所管内における犬、猫の殺処分数ですが、犬については平成23年度21頭、平成24年度15頭、平成25年度8頭が殺処分されています。また、猫については平成23年度103匹、平成24年度48匹、平成25年度26匹が殺処分されています。

小山町内で保護された犬、猫の数ですが、御殿場保健所では小山町と御殿場市に分けての把握をしていないとのことですので、御殿場保健所管内の状況について報告をいたします。犬については、平成23年度38頭、平成24年度31頭、平成25年度38頭が保護されています。また、猫については、平成23年度110匹、平成24年度51匹、平成25年度34匹が保健所に引き取られています。

次に、町での飼い主の未登録数や予防注射の未接種対策についてであります。町では犬の未登録者への啓発は広報おやまで周知し、登録を呼びかけております。また、狂犬病の予防注射の未接種者への対策につきましては、所有者に対し、年2回はがきで通知し、予防接種を促しております。その結果、接種率は平成23年度68.5%、平成24年度73.5%、平成25年度74.1%と微増ではありますが、改善が図られております。

次に、盲導犬やセラピードッグなどの動物愛護の関係者による講演会などを開催することについてであります。現在、静岡県動物保護協会による小学校を対象とした動物愛護教室を開催し、ボランティアの協力を得ながら、犬との触れ合いを行っております。今後も同協会と協力して、啓発活動を進めてまいります。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 学校での小動物の飼育についてであります。

現在、町内全ての5小学校で、ウサギや亀、ウーパールーパー、チャボ、メダカ、金魚等の小動物の飼育を行っております。

これら小動物の飼育は、多くの学校で子どもたちが主体的に委員会活動や係活動の一つとして行っています。具体的には、餌やり、飼育室の清掃等の活動を児童同士、児童と教員が協力し合っている行っています。

こうした活動を通して、動物愛護の視点から、生き物と仲よくすること、生命尊重の視点から、命を大切にすること、勤労意欲・社会性の向上の視点から、責任を持って仕事をする、継続して仕事をやり遂げること、共同・共生の視点から、友達と協力することに関する力を身につけることを目指しています。

こうした様々な学びの機会を得ることにより、学校生活におけるより良い人間関係づくりが推進できるものと考えております。

更に、幼少期の児童に豊かな心を育むことは、小山町教育委員会が目指す人間像、美しく凜として立つ富士のような強くて優しい金太郎のような人の基礎基本となるものです。

したがいまして、小山町内各小学校で実践しているこの活動を今後も継続できるように、支援を続けていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 再質問はありますか。

○8番（池谷洋子君） 再質問をさせていただきます。

はじめに、2点目の殺処分ゼロという目標に対しての小山町の取り組みですが、町長の答弁の中に、御殿場で行っているTNR活動、すなわち猫を捕獲し、不妊手術を行い、もとの生活場所に戻し、繁殖しないよう地域で管理する方法を、町として、地区からの要望があれば、御殿場保健所と地域と連携し、同様の取り組みについて検討してまいりたいと考えますと言われましたが、町内各地では、この活動を知っているのでしょうか。というのは、町の放送で頻繁に犬猫のふん尿の注意の呼びかけを行っていますが、まだまだ住民の訴えは絶えません。野良猫が次々と子を産むからと考えます。現に私の家の裏で野良猫が産んだと思われる子猫を見かけました。しっかり、このTNR活動を各地区に啓発、推進していったらと考えますが、いかがでしょうか。

また、新しい飼い主を見つける取り組みについてですが、役場1階ロビーだけではなく、総合文化会館や支所など、人の多く集まる場所に伝言板の設置は大変だと思うので、張り紙などをしたらと考えますが、いかがでしょうか。

次に、3点目の予防注射についてですが、改善が図られているとはいえ、25年度はまだ26%の犬が未接種です。飼い主の犬に対する愛情が少ないと考えます。命の大切さを十分に認識していないという裏づけではないかと思えます。いずれは捨ててしまったり手放してしまうような事態もあるように思われます。

けさのNHKのテレビで、犬の飼育放棄が放映されておりました。そのようなためにも、もっと徹底したモラルの啓発を行うべきと考えますが、町の考えをお聞きしたいと思います。

以上、再質問です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） TNR活動についてでございますが、これにつきましては、先ほど御答弁申したとおり、地域から御要望がございましたら、保健所と一緒に検討させていただきたいと思えます。

また、広報版につきましては、また、どういう形か検討していきますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 狂犬病予防注射の25年度の接種率がまだまだ低いという御指摘をいただきました。26%の方が、まだ接種していないということですが、これにつきましては、重ねて

広報の方を徹底していきたいと考えております。

以上です。

○8番（池谷洋子君） 再々質問をさせていただきます。

今の町長の答弁の中で、このTNR活動、私の再質問は、住民、また地区の責任者でもいいかと思えますけれども、この活動自体を地元の地区の方達が知っていらっしゃるかどうか。しっかりとこういうことを広報とか、またいろいろな形で啓発をされているのかどうかということなんですけれども、そのことについていかがでしょうか。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） TNR活動につきましては、現時点では広報等により周知の方を行っておりません。これ、先進事例といいますか、お隣の御殿場市の話になりますが、なかなかTNまでは御理解いただけるんですが、R、つまりリターン、捕まえて不妊手術をして現場に戻すと、これがTNRの活動の流れですもので、なかなか御殿場市の事例でも、TNまでは理解できるけど、要は捕まえたんだから戻さないでくれと、こういうことで最終的に地元の同意が得られないというケースも多々あるというふうに聞いております。

小山町におきましても、そここのところまで、最後のRのところまで含めて広報というか、お知らせの方を検討していきたいと考えます。

以上です。

○8番（池谷洋子君） これから、またしっかりと町が動物と人間が共生できるまちづくりを進めていっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午後1時50分 休憩

---

午後2時00分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 高畑博行君。

○1番（高畑博行君） 核兵器廃絶平和都市宣言について質問をさせていただきます。

同じテーマでの質問を、2011年、平成23年9月議会の一般質問でも取り上げさせていただきました。その際の町長答弁は、議会でも御協議いただき、町としても検討させていただく所存でございますというものでした。

その後、ずっと静観していましたが、本年8月に島田市が宣言をしました。今現在、県下35の市町と県を合わせた36自治体の中で、平和都市宣言をしていないのが、市では裾野市、御前崎市だけ、町では河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町と小山町の5つの自治体だけになってしまいました。

御前崎市は既に検討に入っていますし、裾野市も議論しています。町の段階でも東伊豆町、函南町、清水町、長泉町、川根本町、吉田町、森町の7町は既に宣言済みです。

小山町が今後も取り残され、県下で最も遅い自治体になっていったら、平和に無関心な自治体と受け取られがちで、不本意です。逆に、本年行われた小山町平和のつどいや、原爆展を見る限りでは、宣言を11年前に行っているお隣の御殿場市などよりはるかに内容のある立派な実践を行っているのが小山町です。

御殿場市は、平和都市宣言はしているものの、小山町のような広島市への中学生派遣や平和のつどいなどの事業は行っていません。来年はちょうど戦後70年目の節目の年になります。また、国連でNPT、核兵器不拡散条約検討会議が5年ぶりに開かれる年でもあります。つい一昨日も訪問先のトルコからの帰途、フランシスコ・ローマ法王は、広島や長崎などから人類は何も学んでいないと語り、過去の脅威を憂慮しました。

本年度の小山町の平和のつどいなどの実践を受け、平和を希求する町の態度表明として、核兵器廃絶平和都市宣言をしたかどうかという視点で、改めて質問をさせていただきます。

それでは、具体的な質問に入ります。

本年10月25日に小山町戦没者慰霊祭に続いて行われた小山町平和のつどいは、大変感動的なものでした。中でも中学生の広島レポートは大変立派な内容、発表でした。発表態度もさることながら、発表内容が中学生らしいみずみずしい感性で、被爆地広島を訪問して感じたり学んだりした貴重な体験の素晴らしい内容だったと思います。

この町内中学生を広島に派遣するという事業は、教育委員会の今年度新規事業であったわけですが、まずこの新規事業を立ち上げた経緯について伺います。また、同時に、来年以降もこのような派遣事業を考えておられるのかについても伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 平和教育生徒派遣事業についてのうち、この事業の実施に至る経緯についてであります。

平和教育は、これまでも学校教育の中で実践されてきました。更に、実際に子どもたちが直接見聞きし、様々な体験をすることは、平和教育の推進に大きな効果が期待できます。派遣事業の中で、歴史上の事実を認識し、今ある命のとうとさ、自他ともの命のとうとさを深く考え、その上で今の平和、それを恒久的に守っていこうとする意識を高揚し、更に、今後の未来を作る自分達の役割を考えさせるためにも、実施したいと考えてまいりました。

そのような中、本年度から町が平和の集いを開催することとなり、中学生だけでなく、全ての小山町民が平和を恒久的に守ろうとする心を持つ良い機会であると捉えたところであります。

更に、中学3年生が国語で学ぶ井伏鱒二氏の「黒い雨」の学びを深めていくためにも、また、多感な中学生のためにも、中学3年生全員がこの会に参加できるよう、校長会でも話し合い、学びの機会としようとしたものであります。

このようなことから、事業の枠組みの検討を始め、町内各中学校から男女それぞれ1人を選んで引率者とともに2泊3日の行程で広島市や呉市に派遣することといたしました。

次に、来年以降もこのような派遣事業を考えているのかについてであります。

小山町平和のつどいでの中学生の発表に見られましたように、この事業を実施したことは当初の期待を超える大きな成果があったと感じております。生徒達が現場で見聞きし、体験したことを伝えることに大きな意義がありました。

したがいまして、来年度以降も事業を実施したいと考えております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 具体的に、今回の広島への中学生派遣事業に費やした費用はどの程度だったでしょうか。まず、その点を伺います。

また、今回費やした経費が小山町の財政を圧迫するほどの金額でなければ、十分意味のある事業だと考えるわけですが、財政の側面から検討した場合の費用対効果と言っているのかわかりませんが、その価値についてどう考えるか、改めて質問をいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） 高畑議員の再質問についてお答えいたします。

今回かかった費用は約50万円です。その内容ですけれども、引率者2人、生徒6人の交通費、宿泊代、旅行保険、基本的な食事代等です。この経費につきましては、小山町からの50万円の交付金をいただきまして執行いたしました。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 価値については触れておられませんけれども、50万円であれだけの体験といたしますか、できるんだっただらば、やっぱり継続する価値は非常にあるんじゃないかと、自分も考えるわけですので、引き続き教育長答弁のごとくやっていただけたらというふうに思います。

次に、10月25日に行われた平和のつどいについては、参加した方々の声は素晴らしかったという声が多かったです。私ができる範囲内で個人的にお聞きしたところ、中学生の発表が素晴らしかったという声もさることながら、千羽鶴を献呈する取り組みを褒める方がおられたり、5メートルを超える巨大な千羽鶴などでデコレーションされた舞台設定を褒める方もおられました。

概ねこういった良い反応が多かったわけですが、このつどいを担当された担当課としては、どんな感想や評価を持っておられるのかお聞きしたいと思います。

併せて、来年以降もこの平和のつどいを継続して行っていくのか、また、どんな将来展望を持っておられるのかについてもお聞きしたいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（秋月千宏君） はじめに、担当課としての感想と評価ではありますが、戦争を知らない世代である中学生が、広島市で見たこと、聞いたもの、そして感じられたことを貴重な体験

談として町民の皆様を前に発表されたことは、平和に対する認識が深まるとともに、平和について考えていただく上で大変意義のあったものであったと感じております。

また、町内の各種団体をはじめ、多くの皆様に御賛同いただき、折り鶴を折っていただいたことに対しては、大変ありがたく、感謝をいたしております。

評価につきましては、参加された一人一人の皆様方の思いに委ねるべきと考えており、町といたしましては、お寄せいただいた御意見等をしっかりと受けとめながら、今回の総括をしてまいりたいと考えております。

次に、来年以降の構想についてであります。大変良い催しだったとお声も寄せられておりますので、関係団体とも調整の上、世代を超えてより多くの町民の皆様が永遠なる平和について考えるより良い機会の実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 私は、前半の戦没者慰霊祭と後半の平和のつどいのセッティングも大変いいと思います。厳かに執り行う戦没者慰霊祭、戦争を知らない若者も参加しやすい平和のつどい、この小山町独自のスタイルは、今後も工夫を重ね、継続発展、そして定着させていってほしいと思います。

先ほどの課長の答弁から、広島への中学生派遣のレポートは、あの発表だけで済ませておくのはもったいないというふうに思います。また、折り鶴に協力してくださった団体紹介なども書きとめて、小冊子にするなどの形はできないのでしょうか。その点を質問いたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（秋月千宏君） ただいまの御質問にお答えいたします。小冊子あるいは小冊子の中に子どもたちの発表、あるいは折り鶴を折ってくださった各種団体のそういった記録を載せることにつきましては、また庁内で検討させていただきたいと考えております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思います。

次に、平和のつどいとは時期を異にしますが、本年度も8月6日から17日までの11日間、生涯学習センターで原爆展が教育委員会と青少年健全育成会の主催で開催されました。会場に担当者がついていただけではなく、見学者の自己カウントでありましたが、11日間で540人を超える見学者があったようです。私も拝見させていただきました。この取り組みも展示という、どちらかという地味な取り組みですが、図書館や生涯学習センターに来た方々が足を運び、感想文の中には大変感心させられる投稿もありました。

この原爆展についても、担当課としてはどんな感想や評価をお持ちか、伺いたいというふうに思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（高橋裕司君） 原爆展は、広島平和記念日とながさき平和の日に合わせて、原爆

に関するパネルを展示することで、過去にあった事実の認識、そして、今ある平和のとうとさを小山町の青少年へ伝えて行くことを目的に、平成18年8月から開催しております。

本年は8月6日から17日までの11日間、教育委員会と小山町青少年育成会の主催により、総合文化会館展示室において開催しました。

開催中、542人の方に見学していただき、見学した子どもたちからは、核兵器の恐ろしさ、戦争の悲惨さを目の当たりにし、平和について改めて考えたとの感想が数多く寄せられております。

その他、原爆の怖さがよくわかった、人がこんな状態になるのが怖かった、平和をもっと叫びたいと思うなど、7歳から70歳を超える老若男女の方々から様々な感想が届いております。

また、展示室入り口には原爆図書紹介コーナーを設置し、書籍で学習できる機会を創出しており、この原爆展の開催は、歴史的事実を後世へ伝え、小山町民一人一人が平和について考えることができる有益な企画であると考えております。

そのためにも、今後も引き続き開催し、平和教育を積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番（高畑博行君） 私は原爆展で写真パネルを展示するだけでも高く評価はしますが、広島・長崎の原爆や焼津の第五福竜丸の被爆などの歴史を、図書館や町内在住の被爆者の方などと連携して語る会や、書籍紹介などをジョイントして広げられたら素晴らしいのだけれどもと考えることがあります。

生涯学習センター図書館が指定管理に移行されるのを機に、これらの取り組みが拡大できる可能性もあると思うんですけれども、その点ではいかがでしょうか。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（高橋裕司君） 高畑議員の再質問にお答えします。

今言われた提案につきましては、ただパネルを展示するのではなく、本等もたくさんございます。それらとちょっとジョイントした、少し工夫をしたパネル展及びジョイントみたいなものを、来年度以降も指定管理になっても生涯学習課が主導で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○1番（高畑博行君） 平和のつどいの案内文は、大変感銘的な文章でした。参考までに、ちょっと長くなりますけれども、読ませていただきます。

小山町では、町民の皆さんと一緒に平和を守ることの大切さを考え、平和の輪を大きく広げ、世代を超えて平和への思いをつなげていくため、平和のつどい式典を開催します。広島平和記念公園の原爆の子の像にささげられる無数の折り鶴は、何か政治的な考えを折り鶴に込めたものでもなければ、ある宗教の教えに基づいて折られているわけではなく、ただただ平和への思いを込めて折られたものであり、世界中に折り鶴イコール平和という認識がなされている証拠です。

平和のつどいでは、平和への思いを折り鶴に込め、町内在住の多くの老若男女に折っていただ

いた折り鶴を各種団体の代表や子どもたちに、皆の思いを集約して、舞台上で献呈してもらいます。同時に、広島市に派遣された中学生代表から、その貴重な体験談を発表してもらい、平和に対する認識を深めていただくとともに、未来に向かって平和な社会を築くことを目的としております。町民の皆様、ぜひ御参加ください。お待ちしております。

こういう文章でした。ここまで平和に対する思いを明確にし、アピールできるのは大変素晴らしいと私は感じました。町がこういう考えでおられるのなら、自治体として核兵器廃絶平和都市宣言をし、特に戦争を知らない若い世代に平和の大切さを伝え、イデオロギーを超えて全世界から核兵器をなくす大切さを、町としても訴えてほしいと考えるわけです。

平和都市宣言をしたからといって、特別に何をするわけでもありません。役場敷地内に平和都市宣言の手づくりの碑を立てるぐらいでいいわけで、もう既にほかに誇れる平和のつどいや中学生の広島派遣事業などを継続していけばいいわけです。

その点から考えて、ぜひ町として核兵器廃絶平和都市宣言を戦後70年目の節目の来年、行ってみたらと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 高畑議員にお答えをいたします。

核兵器廃絶平和都市宣言についてであります。

平成23年9月定例会で高畑議員から同様の質問をいただきましたが、核兵器の恐ろしさ、戦争の悲惨さ、命のとうとさを世界中の人々に訴え、世界恒久平和の実現に寄与することは、町にとっても重要な課題であると認識をいたしております。そのため、町では今年度から平和のつどいを開催することといたしました。

今年度の平和のつどいでは、広島市に派遣された中学生の代表から、その貴重な体験談を発表してもらい、平和に対する認識を深めていただくとともに、幼児から高齢者の皆様まで、世代を超え、多くの町民が平和への思いを込め、一羽一羽丹念に折られた折り鶴を舞台上で献呈したことは、戦争を知らない若い世代に平和のとうとさを認識していただく非常に良い機会になったと実感いたしております。

それらを踏まえ、核兵器廃絶平和都市宣言についての必要性は十分に認識しておりますが、静岡県下で14の自治体が議会提案により宣言を議決している経緯もございますので、議会でも御協議いただき、町としても引き続き検討させていただき所存でございます。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 静岡県下で14の自治体が議会提案により宣言を議決している経緯もあるので、議会でも協議いただき、町としても引き続き検討させていただきという、先ほどの町長答弁は、以前の私の質問に対する答弁と全く同じものです。

宣言をした県下29自治体のうち、14以外の自治体では、様々な形で宣言に至っているわけで、現状から一歩進め、具体化を図るために議会でも検討せよというなら、議会にも相談申し上げた

いと思います。

ただ、当局としても検討に向け、部会の設置などの具体的なお考えはないか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 今、答弁を申し上げたとおりであります。

○1番（高畑博行君） ぜひ町としても、積極的にその検討に入っていただきたいというふうに思います。

最後に、私達小山町も、県下1県21市7町の29の自治体に続いて、核兵器を全世界からなくし、恒久平和を願う自治体としての宣言をすることで、小山町としてのメッセージを発信することを切に希望しまして、私の質問を終わりとさせていただきます。

○議長（鷹嶋邦彦君） これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、12月16日火曜日 午前10時開議

議案第53号から議案第65号までの議案13件を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。更に、議員の派遣について採決を行います。

本日はこれで散会します。

午後2時27分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 鷹 嶋 邦 彦

署 名 議 員 桜 井 光 一

署 名 議 員 池 谷 弘

平成26年第5回小山町議会12月定例会会議録

平成26年12月16日(第3日)

召集の場所

小山町役場議場

開議

午前10時00分 宣告

出席議員

1番	高畑 博行君	2番	阿部 司君
3番	渡辺 悦郎君	4番	桜井 光一君
5番	池谷 弘君	6番	梶 繁美君
7番	込山 恒広君	8番	池谷 洋子君
9番	湯山 鉄夫君	10番	真田 勝君
11番	米山 千晴君	12番	鷹嶋 邦彦君

欠席議員

なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	柳井 弘之君	教 育 長	天野 文子君
企 画 総 務 部 長	室伏 博行君	住 民 福 祉 部 長	羽佐田 武君
経 済 建 設 部 長	池谷 精市君	教 育 部 長	田代 順泰君
会 計 管 理 者 兼 会 計 収 納 課 長	相原 浩君	町 長 戦 略 課 長	小野 学君
総 務 課 長	小野 一彦君	未 来 抛 点 課 長	遠藤 正樹君
税 務 課 長	池田 馨君	住 民 福 祉 課 長	秋月 千宏君
健 康 増 進 課 長	米山 民恵君	地 域 防 災 課 長	後藤 喜昭君
建 設 課 長	岩田 芳和君	農 林 課 長	遠藤 一宏君
商 工 観 光 課 長	山本 智春君	都 市 整 備 課 長	野木 雄次君
上 下 水 道 課 長	池谷 和則君	こ だ も 育 成 課 長	湯山 博一君
生 涯 学 習 課 長	高橋 裕司君	総 務 課 長 補 佐	鈴木 辰弥君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 小野 克俊君

会議録署名議員

4番 桜井 光一君 5番 池谷 弘君

閉 会

午前11時08分

(議 事 日 程)

- 日程第1 議案第53号 町道路線の認定について
- 日程第2 議案第54号 町道路線の変更について
- 日程第3 議案第55号 小山町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について
- 日程第4 議案第56号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第57号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第58号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第59号 小山町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第60号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第61号 平成26年度小山町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第10 議案第62号 平成26年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第63号 平成26年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第64号 平成26年度小山町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第65号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定について

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 町長提案説明
- 追加日程第2 報告第10号 専決処分の報告について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（鷹嶋邦彦君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

- 
- 日程第1 議案第53号 町道路線の認定について  
日程第2 議案第54号 町道路線の変更について  
日程第3 議案第55号 小山町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について  
日程第4 議案第56号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について  
日程第5 議案第57号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について  
日程第6 議案第58号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について  
日程第7 議案第59号 小山町税条例等の一部を改正する条例について  
日程第8 議案第60号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について  
日程第9 議案第61号 平成26年度小山町一般会計補正予算（第7号）  
日程第10 議案第62号 平成26年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第11 議案第63号 平成26年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
日程第12 議案第64号 平成26年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第13 議案第65号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第1 議案第53号から日程第13 議案第65号までの議案13件を一括議題とします。

それでは、各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審議の経過及び結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 阿部 司君。

○総務建設委員長（阿部 司君） おはようございます。ただいまから、11月27日、総務建設委員会に付託されました4議案の審議の経過と結果について御報告いたします。

12月4日、午前10時から会議室において、当局から副町長、関係部課長及び副参事、議会から議長立ち会いのもと、委員6名全員が出席し、審査を行いました。

それでは、議案第53号 町道路線の認定について報告をいたします。

委員から、藤曲側起点部分の交差点に信号がついていない状態で、県道の払い下げを受け、町が認定することになるが、交差点はあのままで良いのか。住民の方は信号機を望んでいるようだが、どうなっているか。との質疑に。

県は、信号機の設置に向け滞留長を確保するため、現在、用地物件補償の調査が済んでいます。県と町が連携をしながら交渉をしている状況です。町道1679号線は町道認定した場合、県との重複認定となりますが、当分の間は県道山中湖線として県の管理となります。との答弁がありました。

委員から、極力、県に関与してもらいながら、なるべく県で設備の充実を図っていただきたい。との意見がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第53号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号 町道路線の変更については、特に質疑もなく、採決の結果、議案第54号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号 小山町税条例の一部を改正する条例について報告をいたします。

委員から、田植機には型式認定がとれている田植機がないようである。仮に市町が課税のために発行したナンバーを田植機に取りつけても、公道の走行は違法である。標識を発行した場合、その方が勘違いをして公道を走ってしまう間違があると問題ではないか。田植機にナンバーを発行する場合、そのあたりの見極めはどうか。との質疑に。

道路交通法に関わるものではなく、課税をしていますという標識のためのナンバーで、小型特殊自動車を所有していただいていることの課税のための標識です。田植機も小型特殊自動車の課税の対象であるということです。との答弁がありました。

委員から、ナンバーは課税をしていることの標識だということを説明しているのか。との質疑に。

全国的にもナンバーのある・なしで公道を走ってよい・走っていけないという誤解を招いている案件でもあります。町としても発行する場合は、そのあたりの説明も含めて対応させていただきます。との答弁がありました。

委員から、小型特殊自動車のその他のものとはどういったものか。との質疑に。

農耕用作業車以外で、フォークリフト、シャベルローダー、タイヤローラー、道路補修作業車等で、長さが4.7メートル以下、幅が1.7メートル以下、高さが2.8メートル以下、最高速度が時速15キロ以下の規格に入るものです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第59号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号 平成26年度小山町一般会計補正予算（第7号）について報告いたします。

委員から、富士山須走口五合目トイレ協力金について、180万円減額されているが、その理由は。

また、収入アップの方法について考えていることは、との質疑に。

公衆トイレは、例年、4月下旬にふじあざみラインの冬季閉鎖解除後、県道の開通と合わせて使用の開始をしています。

本年度はトイレの利便性向上を図るため、改修工事を7月10日開山日まで実施をしました。協力金の徴収期間が、昨年は187日であったものが、本年度は113日と短くなったことが一番大きな原因です。また、五合目の来訪者が若干減少したことも、影響があったと考えています。協力金の収入アップについては、五合目駐車場の管理と併せ、トイレ入り口で協力金の支払いを呼びかけ、トイレの壁等に張り紙で協力金のお願いをし、富士登山のパンフレットなどにも協力金の記載をしてPRしていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、地下水利用調査についての調査の内容と、また、竈坂湧水を三来拠点に活用できないのか。との質疑に。

内容は、未来拠点の3地区、湯船原地区・小山パーキングエリア周辺地区・足柄サービスエリア周辺地区において、水利の地質構造の検討・地下水開発の対象となる帯水層の選定です。湯船原工業団地の中で、立地企業の水の使用量も勘案しながら、井戸の揚水配置を無駄がないよう慎重に決定するための検討と、小山パーキングエリア及び足柄サービスエリアの水利用の実態調査を合わせた3拠点の調査です。

竈坂湧水については、今回、委託の検討の中に含めていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、活性化センター等マネジメント事業について、事業の内容、その結果をどのように利用していくのか。との質疑に。

緊急雇用創出事業を活用し、農村活性化センター・あしがら農村公園の利活用を、地域の方々、農業関係者、観光関係者あるいは現在関わっている方等を対象にして、小山町の地域資源の整理について検討し、先進地の視察等をしながら意見集約し、それぞれの施設の利用方針を決定していきます。

これら施設を活用し、活性化に貢献できる施設となるよう、また、新たな地域ビジネスの創出につながるよう方針を策定していく考えです。との答弁がありました。

委員から、活性化センターの件について、町への負担が残らないで、利用者や消費者も含めて満足度が上がるような企画を組んでいただきたい。との質疑に。

中山間地域総合整備事業として、地域農業の振興、地域特産物の開発・普及、地域で生産される農産物の付加価値を高めるための加工・体験実習を目的とする基本的な部分は崩すことができないと考えています。今回、この事業において、町内の方や農業者の方以外に、外からの新たな目を入れることで見直していくことも必要かと考えています。御意見を十分に理解しながら進めたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、農村活性化センターは、県が中山間地域総合整備事業の一環として、県が施工して、

その後、小山町に移管した。県とも相談しながらやっていった方が良いのでは。との質疑に。

国、県の補助で建設されています。施設の改修や模様替えなども、県に確認しながら進める必要があると認識しています。との答弁がありました。

委員から、都市計画道路整備事業費について、進捗が遅れても事業全体の計画に問題が発生しないのか。また、この事業の完了時期をいつ頃としているか。との質疑に。

都市計画道路大胡田・用沢線の整備事業については、街路事業として位置づけ、県と協議を進めながら進捗を図ってきています。

事業完了の時期については、平成30年度の完了を目途とすることに変更はないと考えています。平成27年度以降に、全体計画を圧縮しながら進めて、遅れを取り戻せるよう努めていきます。との答弁がありました。

委員から、わが家の専門家診断について、利用者数は。診断結果によって、改修した効果などをどのように把握しているのか。との質疑に。

当初予算では、15件分を用意していました。今年の11月末現在で、32件の実施の希望が寄せられています。

改修の効果については、木造住宅に対する助成事業で耐震補強工事を、開始年度の平成14年度から平成25年度までに41件実施をしています。また、今年度については1件実施中です。との答弁がありました。

委員から、優良田園住宅基本方針作成業務の具体的な業務内容は。との質疑に。

優良田園住宅促進法に基づく市街化調整区域における宅地化を図る上で必要とされる計画に先立つものです。町としての基本方針を作成するための業務と位置づけて、その可能性や現地把握等が業務内容となります。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第61号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された4議案の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

また、委員会終了後、現状確認のため、町道路線の認定2路線及び町道路線の変更3路線の現地視察を実施しましたことについても報告をいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、文教厚生委員長 渡辺悦郎君。

○文教厚生委員長（渡辺悦郎君） ただいまから、11月27日、文教厚生委員会に付託されました10議案について、審議の経過と結果について御報告いたします。

12月9日、午前10時から、当局から副町長、教育長、関係部課長、専門監及び副参事、議会から議長立ち会いのもと、委員5名が出席し、審査を行いました。

まず、議案第55号 小山町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について報告いたします。

委員から、連絡協議会の組織の中に、委員25名以内をもって組織するとあるが、現在、何名を  
考えているのか。との質疑に。

既存の生徒指導連絡協議会に、いじめ問題対策連絡協議会の事務を担っていただこうと考えて  
おります。現在は24名で構成されています。との答弁がありました。

委員から、専門委員会委員の選考に当たり、何を基準に選考するのか。との質疑に。

専門委員会の人選ですが、医師、弁護士、臨床心理士、学識経験のある者は、必ず専門委員会  
のメンバーにしたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、連絡協議会では、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るとあるが、それらの機関、  
団体は何を指すのか。との質疑に。

機関は、法的な根拠のある機関を。その他の組織を団体と表現しています。具体的には校長先  
生等が組織する校長会、民生児童委員協議会、保護司会などが考えられます。との答弁がありま  
した。

委員から、連絡協議会、専門委員会、調査委員会と3つの組織が設置されているが、同一条例  
の中で規定されている理由は。との質疑に。

3つの組織にはそれぞれ役割があります。連絡協議会は、いじめの予防と連絡を主な事務分掌  
としています。いじめの発生に対する具体的な対処と法律で定める重大な事態に対する調査等  
を行うために専門委員会を設けています。この専門委員会が調査した結果を小山町長に報告します。

更に、小山町長として調査が必要であると判断した場合に、調査委員会に調査をお願いするこ  
とになります。一般的ないじめの予防から始まり、具体的な対処、重大事態が発生したときの調  
査などのいろいろな段階に対応するために、法に基づいて3つの組織を設置します。との答弁が  
ありました。

委員から、いじめとはどのような定義や範囲か。との質疑に。

文部科学省が平成18年にいじめの定義を示しています。大前提として、いじめられた児童・生  
徒の立場になって判断することになっています。いじめとは当該児童・生徒が一定の人間関係の  
ある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとなっ  
ています。場所については学校内外を問いません。同様の定義が、いじめ防止対策推進法の第2  
条において定義されています。との答弁がありました。

委員から、発生した事例について、情報管理や公開はどこの部署が担当するのか。との質疑に。

連絡協議会・専門委員会は教育委員会で、調査委員会に案件が移った場合には町長部局で情報  
管理を行います。との答弁がありました。

委員から、加害者のケアについての内容はあるか。との質疑に。

学校では、全ての子どもに対してそれぞれ必要なケアをしていると考えています。との答弁が  
ありました。

委員から、それぞれの組織の開催の方法は。との質疑に。

連絡協議会は、基本的に定期的な会合を持ちます。その他の2つの委員会は重大な事態が起こったときにすぐに組織して対応することが一番の役割です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第55号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号、小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について報告いたします。

委員から、特定教育・保育施設は、特定教育等の提供の終了に際して、小学校、特定教育・保育施設等と密接な連携に努めなければならないとある。情報の考えと、その情報を文書でやりとりするのか、電子データや口頭でやりとりするのか、その考えは。との質疑に。

子どもが生まれたときから記録を順次、子どもが家にいるとき、園に入るとき、学校に入るときに引き継いでいきます。小山町の場合は、保健師・教育委員会・こども相談員・県職員・その他関係する者で綿密に連絡調整がされていると考えています。

データについては、保護者の了解を得て、紙ベースで渡すことで情報管理を徹底しています。との答弁がありました。

委員から、特定教育・保育の質の評価の「質」の評価は非常に難しい。具体的な計画はあるのか。この条例では、保護者、関係者、外部の評価とあるが、その考えを伺いたい。との質疑に。

評価は法律等に基づいて行っています。教育委員会では、年に一度事務評価を行います。教育委員会の自己評価を2人の外部の学識経験を持つ方に評価していただき、教育委員会事務全体の評価を行っています。との答弁がありました。

委員から、家庭的保育事業、小規模保育事業A型、B型、C型の違いは。また、居宅訪問型保育事業は、障がいを持っている方や特別なケアが必要な場合の保育事業か。この条例を定めることで、今までの保育事業が大きく変わるのか。との質疑に。

居宅訪問型保育事業についてはそのとおりです。小規模保育事業は、A型は全ての職員が基本的に保育士または保健師という資格を持っていないとなりません。B型はその施設で働く方の半分以上が保育士の資格を持っている。C型は家庭的保育事業ということで特に資格は要らないこととなります。

このA、B、Cの違いは、今後それぞれ保育サービスに関して、この条例に基づいて町が確認をした場合に、給付価値が違ってきます。この条例によって、現在町が管理している保育園について、保育事業が変わるとは考えていません。無認可であるとか国の関与がない保育事業にも、申請をして確認を受ければ、仕組みの中に入ってくるので、その意味では大きく変わると思います。との答弁がありました。

委員から、民間で施設を経営する場合の公的補助はあるのか。民間で経営する場合、規制が厳しくなったのか、その点は。との質疑に。

保育園を私立で開園した場合、国からの給付があります。園児1人当たりの面積や保育士の数

は、これまでどおりの基準の中で運営されていくと考えています。との答弁がありました。

委員から、現在、待機児童はいるのか。との質疑に。

今、小山町では待機児童は存在していませんが、年齢によっては、現実には希望がかなわない児童もいます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第56号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について報告します。

委員から、小規模保育事業の区分で、現在の保育園はどこに該当するのか。との質疑に。

町内の保育園は、特定保育施設に分類され、小規模保育事業は定員が20名未満と規定されています。との答弁がありました。

委員から、居宅訪問型保育連携施設に該当する施設は、町内に存在しているのか。との質疑に。

現在、町内に居宅訪問型保育連携施設はありません。との答弁がありました。

委員から、事業所内保育施設は、現在何か所あるか。今後の計画はあるのか。との質疑に。

現在、町で把握しているものは1か所です。今後、この条例に基づいて事業所内保育施設の確認を受ける意向は持っていないと聞いています。との答弁がありました。

委員から、家庭的保育事業と従来言われてきた保育ママとの関連は。との質疑に。

これまでの保育ママと変わらないと思います。市町の確認を受けることでオーソライズされ、国・県を通じて給付が行われます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第57号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号、小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について報告いたします。

委員から、支援員は、有資格者・学歴者で、県知事が行う研修を修了した者とあるが、この研修は年に何回程度行われているのか。との質疑に。

県東部地区を対象とする大規模な研修は、年間6回から7回行われています。との答弁がありました。

委員から、現在、支援員・補助員の確保について充足されているのか。との質疑に。

今現在は、基本的に足りていると考えていますが、指導員の人材確保は常に非常に厳しい状況にあり、現在は指導員のやりくりで対応している状況です。との答弁がありました。

委員から、北郷と足柄の放課後児童クラブ施設について、現在の町の考え方は。との質疑に。

教育委員会の原案や町長とのヒアリングの中でも、平成28年度以降に施設の改善について着手をしようと考えています。との答弁がありました。

委員から、現在の支援員の方で、これらの資格を持っているけれども、新たに県知事の研修を

受けなければ、この条例のもとでは指導に当たれないのか。現在、この資格を取るにはどのような研修を受ける必要があるのか。との質疑に。

現在、町内で指導員として従事されており、今後、支援員となる方は、基本的には引き続き支援員を続けられると考えています。県知事が行う研修の情報が入っていませんので、今後、内容が明示されると考えています。との答弁がありました。

委員から、小山町の放課後児童クラブは、町の統一した運営主体にしていくべきだと考えている。町としてのシステムを今後考えられないか。との質疑に。

すぐに統一した運営主体にすることは、これまでの歴史や習慣もありますので非常に厳しいことと思います。システムとは言えないですが、今年度委託料の支払い方法を大幅に変えました。今後も1～2年かけて改善をしていき、最終的にはシステムと言えるような形にできればと考えています。との答弁がありました。

委員から、支援員・補助員は男女の別や年齢制限はないのか。との質疑に。

現在、年齢制限、男女の区別はありません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第58号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号、小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号、平成26年度小山町一般会計補正予算（第7号）について報告いたします。

委員から、障害介護給付費について、説明では利用者が増えて補正するとのことだが、詳細は。との質疑に。

身体障害者施設5施設、知的障害者施設11施設、障害者就労継続支援施設8施設に対して、入所、通所等のサービス分を支払っております。利用者数は110人から120人程度で推移しており、決算見込みに基づき増額するものです。との答弁がありました。

委員から、生涯学習人材育成事業について、債務負担行為も補正されていることと合わせて説明をしていただきたい。との質疑に。

人材育成事業を平成26、27年度の2か年にかけて債務負担を組ませていただきました。指定管理の指定が遅れたため、この事業を指定管理者に委託する時期が遅れ、平成26年度分を平成27年度に回し、平成26年度分を減額し平成27年度分を増額するものです。との答弁がありました。

委員から、すばしり保育園基本設計の内容は。との質疑に。

すばしり保育園の耐震化に向けて基本設計を委託するものです。基本設計の内容ですが、園舎の配置計画、平面図、事業費の算出などが主な内容と考えています。なお、繰越明許にする理由は、この事業が防衛省の補助金を予定していますので、来年5月の概算要求の資料作成も、この事業で行おうと考えています。との答弁がありました。

委員から、8款1項6目同報系無線設備管理費修繕料の内容は。との質疑に。

平成14年、15年度に整備した自動通信記録装置及び自動プログラム装置、いわゆる録音放送するための機器が故障したため、その装置の交換費用として装置2台分の費用、設定費用、取付費用、故障した装置の撤去等の費用と、故障している個別受信機を修理する費用です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第61号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号、平成26年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について報告いたします。

委員から、繰入金1億円ですが、基金の残高は。また、高額医療費の補正5,800万円について、特異な状況の発生があったのか。との質疑に。

1億円の基金を取り崩し、基金残高は5,880万8,389円となります。医療費の高額であったものは、心筋梗塞や心不全、循環器系の疾病や新生物系の疾病が上位を占めています。また、糖尿病によるものも見逃せない状況です。との答弁がありました。

委員から、後期高齢者支援分と介護保険分の相当の落ち込みが、基金繰り入れの原因だと思うが、この傾向は今年度も同じなのか。との質疑に。

医療の高度化に伴って、国の決算を見ても後期高齢者の医療費は伸びています。介護についても、小山町の団塊の世代の方が施設にお入りになったこと、用沢にも施設ができたことで伸びがあり、今後もしばらく続いていくものと考えます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第62号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号 平成26年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第64号 平成26年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）の2議案については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定について報告いたします。

最初に、当局より補足説明として、指定管理者の候補の運営方針等についての説明がありました。

委員から、いろいろな催し物を年間通して、幅広い文化のジャンルについて企画していくと思う。年間累計の入館者数が少ないとなれば、人を集めようといった簡単な発想では許せない。安易にそういうことができる会社である。それでは小山町の文化水準は保障ができない。指定管理を始めていくに当たって、協議会の持っている意味は重要である。当局としても安易に協議するのではなく、本当に町の要望を伝え、将来どうしていくかを引き出しながらやっていく必要があると思うが。との質疑に。

三者と話す機会があり、協議会でやめるものはやめさせてもらう。ほかのものについても、お願いすることはお願いをしていくと話をしています。打ち合わせ会は毎月実施することで話し

てあります。私達も知恵を出しながら民間ベースの考え方も引き出しながら運営をしていきたい  
と思います。との答弁がありました。

委員から、図書館管理運営や自主文化事業における連携協力組織はあるのか。との質疑に。

提案書の中では、具体的な連携協力組織はありませんが、委託先・協力団体はあります。例え  
ば、自主文化事業では、事業運営をアオイスタジオ、梶本音楽事務所、小山町文化連盟・文化連  
盟配下の団体等と連携。また、図書館の管理運営については、神成書店や丸善株式会社、図書館  
ボランティアおはなしポケットなどとの連携があります。との答弁がありました。

委員から、グループが静岡、東京、大阪と離れているが、支障はないか。との質疑に。

グループの代表団体である静岡ビル保全株式会社と調整を行っていくので、特に支障がないと  
考えています。との答弁がありました。

委員から、平成27年3月に協定書を締結する予定とあるが、どのような詳細打ち合わせを予定  
しているのか。との質疑に。

議決後は、町側が行う業務、指定管理者が行う業務の確認を行います。その後、管理責任分担  
の確認、配置職員の確認、貸与備品等の確認調整、指定管理者が行う自主文化事業・趣味教室等  
の確認調整、指定管理料の支払いについて等を締結までに打ち合わせをしていく予定です。との  
答弁がありました。

委員から、連絡調整会議のようなものを作る考えはあるか。との質疑に。

小山町文化会館等運営協議会が発足しますので、その中で随時、自主文化事業や趣味教室の中  
身等の提案を町が承認し、実施していきます。定期的開催をしていきます。との答弁がありま  
した。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第65号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきもの  
と決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された10議案の審査の経過と結果について、委員長報告といた  
します。

なお、委員会終了後、指定管理で運営されております南足柄市体育センターの現地視察を実施  
しましたことも報告いたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 以上で、各常任委員長の報告は終了しました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第53号 町道路線の認定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第54号 町道路線の変更についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第54号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第55号 小山町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第56号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第57号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第58号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第58号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第59号 小山町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立多数です。したがって、議案第59号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第60号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第60号は、委員長報告のとおり可決され

ました。

日程第9 議案第61号 平成26年度小山町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

各常任委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議案第61号は、各委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第62号 平成26年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議案第62号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第63号 平成26年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第63号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第64号 平成26年度小山町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第64号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第65号 小山町生涯学習施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決され

ました。

---

日程第14 議員の派遣について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第14 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、1月19日に静岡市で開催されます静岡県地方議会議長連絡協議会に副議長、1月30日に長泉町で開催されます駿東郡町議会議長会全議員研修会に全議員、2月6日に小山町で開催します駿東郡町議会議長会広報研修会に広報対策特別委員を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決します。

議員の派遣について、これを行うことに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときは、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更を要するときは、議長一任で変更できることに決定しました。

お諮りします。ただいま町長から、報告第10号 専決処分の報告についての1件の追加議案が提出されました。

これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、町長提出の報告第10号の1議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案を配付します。

（追加議案配付）

---

追加日程第1 町長提案説明

○議長（鷹嶋邦彦君） 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、報告第10号について提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 追加提案いたしましたのは、報告第10号 専決処分の報告についての1件であります。

この後、関係部長から補足説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

---

追加日程第2 報告第10号 専決処分の報告について

○議長（鷹嶋邦彦君） 追加日程第2 報告第10号 専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 報告第10号 専決処分の報告についてであります。

本件は、自動車損傷事故における損害賠償の額を地方自治法第180条第1項の規定により決定し、専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものであります。

事故の概要であります。平成26年9月16日午前11時頃、御殿場市深沢地内の県道78号線を町の職員が運転する公用車で小山町に向かい走行中、左側の道路から県道に進入してきた軽自動車の右側前方と公用車左側前方が衝突し、損傷したものであります。

過失相殺の結果、このとき生じた損害賠償金10万4,648円を町が支払うことで示談が調い、平成26年12月5日に専決処分したものであります。

なお、これらの賠償金につきましては、町が加入する静岡県町村会総合賠償補償保険により全額補填されます。

今後、事故防止につきましては、職員に対して強く安全運転を指導し、再発防止に努めてまいります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 部長の報告は終了しました。

本報告は、地方自治法第180条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、平成26年第5回小山町議会12月定例会を閉会します。

午前11時08分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長	鷹 嶋 邦 彦
署 名 議 員	桜 井 光 一
署 名 議 員	池 谷 弘